

《6. 産業・市場》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大阪府	特別区
各 区	連携					
成長分野の企業支援等	成長戦略の推進	・大阪府・大阪市の戦略を一本化した「大阪の成長戦略」の推進	政策企画室	任意	○	
	企業等の誘致に関する事務【府等との連携事業等】	・進出企業との取引を通じた企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、大阪府、大阪商工会議所と共同で設置する大阪外国企業誘致センターの機能を活用し外国企業等の誘致を図る ・大阪府と連携した地方税軽減制度を活用し、「関西イノベーション国際戦略特区」の指定エリアへのターゲット企業の集積を図る ・MICEの開催を通じた観光消費の拡大を図るとともに、大阪に集積する産業分野を活かしたビジネスやイノベーションの機会を創出するため、大阪府、経済界、大阪観光局と連携して戦略的にMICE誘致を推進する	経済戦略局	任意	○	
有望企業への重点的支援事業	【大阪トップランナー育成事業】 医療・介護・健康分野等において新たな需要の創出が期待できる製品・サービスの事業化をめざすプロジェクトを発掘・認定し、認定を行ったプロジェクトに対して、コーディネーターが伴走し、経営ノウハウ提供を中心としたソフト面での継続的なサポートを実施することにより認定プロジェクトの事業化を促進するとともに中小企業の新規プロジェクトの創出を促進する。	経済戦略局	任意	○		
クリエイティブ産業創出・育成支援事業	「クリエイティブネットワークセンター大阪」を拠点として、クリエイター同士のネットワークづくりを進め、クリエイター、団体、企業とのイベント連携により新たな価値を情報発信するとともに、ものづくり企業などと協働を促進し、付加価値の高い製品やサービスを創出する。	経済戦略局	任意	○		
科学技術の振興事業	大阪に集積する大学・研究機関や企業のポテンシャルを最大限に活かし、産業の振興や人材の育成が図られるよう、大阪市の持続的な成長に欠かすことのできない事務事業を推進するため、これらの事業の根幹をなす科学技術の振興に取り組む。 また、高度な専門知識を有する人材が豊富で、貴重な知的資源である大学のポテンシャルを市域内で活用する仕組みとして、都心部に今後の大阪の発展に資する大学等と連携した人材育成中核拠点「キャンパスポート大阪」(北区)を設置し、大学の連携組織である大学コンソーシアム大阪に賃貸することで、人材育成機能を発揮する。	経済戦略局	任意	○		
グローバルイノベーション創出支援事業	うめきたに開設した「大阪イノベーションハブ(OIH)」(北区)を拠点に、大阪・関西のポテンシャルを最大限に活用しながら、国内外から人材・情報・資金を誘引して、新製品・新サービスにつながるプロジェクトの創出・推進支援を行う「場」と「仕組み」づくりに取り組む。	経済戦略局	任意	○		
ファンド運営のモニタリング事務	出資者としての、グローバルイノベーションファンドの運営状況の確認 など	経済戦略局	任意	○		
サイバーフィジカルシステム(CPS)を活用したビジネス創出事業	CPS/IoTに特化した起業家育成プログラムを実施し、新たなビジネス分野であるCPS/IoTを活用した事業展開を行う事業者を輩出するとともに、大阪がCPS/IoTを活用した新しいビジネスの集積地になることを目的とする。	経済戦略局	任意	○		
水・環境技術の海外プロモーション	官民連携で設立した「大阪水・環境ソリューション機構」に参画し、水・環境分野での企業の海外進出を支援。	経済戦略局	任意	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担表			
						特別区	大阪府	各区	連携
事務区分	インテックス大阪の管理運営、工事の実施及び(一財)大阪国際経済振興センターの監理に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年に開業したインターナショナルエキシビションセンター「オオサカ」(インテックス大阪)(住之江区)の管理運営を行うとともに、国際見本市・イベント等の開催誘致を積極的に進め、企業取引の拡大と大阪の国際化及び経済の活性化を図る インテックス大阪の建設当初から施設の管理運営を実施してきた(一財)大阪国際経済振興センターの監理事務を実施 	経済戦略局	任意		○			
	地方独立行政法人大阪市立工業研究所への派遣	<p>地方独立行政法人大阪市立工業研究所への派遣。</p> <p>※平成29年度に(地独)大阪市立工業研究所は、(地独)大阪府立産業技術総合研究所と合併し、(地独)大阪産業技術研究所を設立。</p>	経済戦略局	任意		○			
	創業・新事業創出・経営革新支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中小企業を対象として、大阪産業創造館(中央区)において中小企業支援事業を実施 (公財)大阪市都市型産業振興センターが大阪産業創造館を活用し、個別企業の課題やニーズに対応する経営相談や、セミナー、商談会といった支援サービスを実施 	経済戦略局	任意		○			
	産創館施設管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援拠点である「大阪産業創造館」(中央区)の施設管理運営 延べ床面積 23,827.6m²、地下3階・地上18階建ての施設 施設の保守や整備等に関する関係者との調整や業務発注等を実施 	経済戦略局	任意		○			
	(公財)大阪市都市型産業振興センターへの派遣	公益財団法人大阪市都市型産業振興センターへの派遣。	経済戦略局	任意		○			
地域の企業支援等	企業等の誘致に関する事務【市内投資促進事業等】	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業との取引を通じた市内企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、国内からの企業等の誘致及び市内での再投資の促進を図る 企業誘致の誘引力ともなる在阪企業の本社機能流出の抑止に向けた取り組みを行う 「関西イノベーション国際戦略特区」の指定エリア等へのターゲット企業の集積を図る 	経済戦略局	任意		○			
	国際ビジネス・プロモーション活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市がアジア太平洋地域の主要経済都市(13都市)と提携するビジネスパートナーディズのネットワークの活用・強化を図るとともに、専門家によるアドバイス等、海外販路開拓にかかるきめ細やかな支援などにより、在阪中小企業に対する国際ビジネス活動の支援を実施 日本貿易振興機構(ジェトロ)の研修生受入制度を活用して、職員をジェトロへ派遣し、大阪市の今後の国際ビジネスの中核を担う国際人材を育成 	経済戦略局	任意		○			
	輸出手形保険 てん補金回収事務	大阪市が過去に輸出手形保険制度に基づいて支払ったてん補金にかかる回収納付金の収納事務。	経済戦略局	任意		○			
ものづくり関連事業		<ul style="list-style-type: none"> 同一の職業に従事し社会に貢献している功労顕著な、中小企業に働く技能者及び優秀な技能を有する青年技能者を顕彰する中小企業技能功労者表彰を実施 ものづくり人材育成事業: 大阪テクノマスターによる職業講話、技術指導や中小企業と工業高校の交流会を実施 大阪市泉尾賃貸工場(テクノシーズ泉尾)(大正区)事業 地域のものづくり企業への企業訪問を通じて施策PRとともに、企業ニーズを踏まえ適切な施策へ誘導を行う 伝統産業普及のため、府が中心となり、事業者、産地を有する各市と伝統工芸品展を開催など 	経済戦略局	任意		○			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					大都市特例等	特別区	
					大阪府	各 区	連携
	地域経済活力創造事業に関する事務	<p>【地域経済活力創造制度】 区役所のコーディネートのもと、地域の商店街やものづくり企業、商工団体、住民、NPOなど多様な主体が協働し、一体となって実施する地域経済活性化事業を支援するため、区役所に予算配付する。 ※平成28年度は中央区役所のみ(平成29年度は実施予定なし)</p> <p>【区役所における経営相談】 地域の事業者が身近な場所で経営相談が受けられるよう、区役所と連携して区役所経営相談を実施する。</p>	経済戦略局	任意			
	産業振興施設等維持管理運営業務	<p>【市有財産(地域産業振興施設等)にかかる貸付契約の適正な履行及び維持管理等業務】 ・地域産業振興施設として貸付している施設の法令点検等の維持管理及び適宜の修繕補修を行い、建物賃料の収入を確保 ・産業振興事業などの用地として貸し付けている土地の適正な管理とともに、土地賃料の収入を確保</p> <p>【供用廃止した市有財産の処分に向けた商品化】 ・供用廃止後の市有財産の適正な維持管理及び売払い処分などに向けた各種調査等を実施</p>	経済戦略局	任意			
	小売市場施設の管理に関すること	<p>・小売市場条例廃止後に小売市場等として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理及び財産管理業務 ・事業用途の廃止や見直し等により不要となった売却処分対象市有地の商品化及び維持管理</p>	経済戦略局	任意			
	商業魅力向上事業(ハード事業)	商店街等のハード事業への助成。	経済戦略局	任意			
	商業魅力向上事業(ソフト事業)	商店街等のソフト事業への助成。	経済戦略局	任意			
	大阪商店街にぎわいキャンペーン事業に関する事務	市内商店街の元気と魅力を幅広く発信し、商店街への集客・回遊・販売を促進するため、大阪市商店会総連盟と分担事業として実施。	経済戦略局	任意			
	商業振興施設に関する業務	商業施設として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務など。	経済戦略局	任意			
	コミュニティビジネス(CB)への支援	<p>・コミュニティビジネス等促進のための創業支援、コンサルティングの実施 ・CB/SBの創業から自立化までの成長段階に応じた一貫した支援体制を確保するとともに、事業執行の円滑化を図る観点から平成26年度から市民局実施事業と一体的に実施</p>	経済戦略局	任意			
	小規模事業者等支援事業	<p>【小規模事業者等支援委託事業】 国の「小規模事業者等支援委託金」に基づく、小規模事業者に対する一般研修の実施。</p> <p>【新事業分野開拓事業者認定事業】 新規性があり、優れた特性を有する新商品の生産等に取り組む中小企業を支援するため、基準を満たす新商品等を認定することにより、府内で調達及び市場での販売促進につなげる。</p>	経済戦略局	任意			
融資制度	融資制度の実施(経営支援特別融資を除く)	中小企業の安定的な事業継続を支えるため、制度融資に取組み、中小企業者の資金調達を支援。(経営支援特別融資を除く)	経済戦略局	任意			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等		事務分担率
					特別区	各区	
	融資制度の実施(経営支援特別融資)	中小企業の安定的な事業継続を支えるため、大阪府の制度融資を活用した経営支援特別融資を実施し、中小企業者の資金調達を支援。	経済戦略局	任意			
	大阪府地域支援人権公社の団体運営にかかる事務	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営の支援					
ATC	産業振興拠点における支援事業	アジア太平洋トレードセンター(ATC)を産業振興拠点として位置付け、産業別に支援施設(産業振興施設)を設け、製品・企業活動の展示紹介等の情報発信や商談機会の創出、企業間交流の促進、人材の育成等による支援を行い、大阪経済の成長につなげていく。 【対象事業】 ①大阪デザイン振興プラザ事業(デザイン関連産業) ②ソフト産業プラザ事業(IT・デジタルメディア産業) ③ATCエイジレスセンター事業、福祉ビジネス支援事業(健康・福祉・介護関連産業) ④ATCグリーンエコプラザ事業、環境ビジネス支援事業(環境・エネルギー関連産業) ⑤ATC輸入住宅促進センター事業(住宅関連産業)	経済戦略局	任意			
	ATCに関する事業	・アジア太平洋トレードセンター(ATC)が公的役割を果たすため、運営主体である(株)アジア太平洋トレードセンターの特定調停の履行と経営健全化について、大阪市による経営状況の監視を継続的に実施。 ・ATCの関連施設であるオズパーク(海浜公園)及びATCホールについて、経費補助等を通じて施設の適正な管理運営を図ることにより、大阪経済の国際化・活性化及び美洲コスモスクエア地区における賑わい創出の役割を果たす。					
計量	計量啓発に関する事務	適正計量の普及・啓発を図るため、イベントへの参加による計量啓発、シンポジウムの開催、一日計量検査所長による市内百貨店での量目検査などの事業を実施。	経済戦略局	任意			
	特定計量器定期検査事務事務管理システム	計量法に基づく定期検査の実施について、特定計量器定期検査システムを用いてより効率的に事務執行を管理。					
農業の振興・規制等	農業経営計画の認定申請の受理等	大阪府が認定する農業経営計画(農業経営の現状、目標及び目標を達成するためにとるべき措置等)の受理。	経済戦略局	任意			
	米穀生産対策業務	「大阪市地域農業再生協議会(構成:大阪市、JA等生産出荷団体、農業共済組合、土地改良区等、地域の実情に応じた会員)」において各農業者に米の生産数量目標を設定し、米穀の需給調整や農業者戸別所得補償制度を推進するため、国が直接農家に交付する交付金の申請受付、作付実績確認等の業務を行う。					
	都市農業振興事業	都市農業振興にかかる企画・調整、安全で安心できる農産物生産の振興や農や食に対する市民啓発の理解醸成のためのPR業務など。	経済戦略局	任意			
花き流通対策	花き流通対策事業	大阪における花き流通の拠点として、平成2年に府市共同で出資、設立した(株)大阪鶴見フラワーセンターに対し、大阪鶴見花き地方卸売市場(鶴見区)用地として土地を賃貸している。	経済戦略局	任意			
内部事務	庶務関係業務	局業務に関する人事、給与、市会、文書、行財政改革等の庶務関係業務、及び、予算・決算、契約、管財等の計理関係業務、並びに所管監理団体等に対する監督指導など。	経済戦略局	任意			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					大阪府	各 区	特 别 区 連 機
	局施策の企画推進関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の実態把握のため、各種調査研究や個々の企業ニーズ・課題等に関する情報収集等を実施 ・「大阪府市都市魅力戦略推進会議」や「大阪市中小企業対策審議会」を設置・運営 ・地域の特性や社会経済情勢に対応した施策の企画立案や推進にかかる各種調整等を実施 ・大阪市中小企業振興基本条例の推進や各種施策の実施状況の公表などを実施 	経済戦略局	任意			
	企業情報データベースシステム運用管理事務	局のマーケティング機能の強化のため、企業情報等の共有、施策・事業への反映・活用などが可能となる企業情報データベースの運用を行う。	経済戦略局	任意			
	もと国際見本市会場来場者駐車場の賃貸に関する事務	「もと国際見本市会場来場者駐車場」(住之江区)の賃貸に関する事務。	経済戦略局	任意			

《7. 都市魅力》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表		
					大阪府	特別区 各区	大都市特例等 連携
観光振興(成長・集客関連)	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【府市連携事業】	【現在、府市で連携し事業を実施しているもの】 ・大阪・光の饗宴事業 ・御堂筋活性化事業 ・水と光のまちづくり推進事業	経済戦略局	任意	○		
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・大阪城エリア観光拠点化事業	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・大阪城エリア観光拠点化事業	経済戦略局	任意	○		
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・大阪城天守閣学芸業務	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・大阪城天守閣学芸業務	経済戦略局	任意	○		
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・天王寺公園・動物園の魅力向上事業	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・天王寺公園・動物園の魅力向上事業	経済戦略局	任意	○		
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【大阪観光局事業】	・大阪観光局事業 プロモーション活動の推進 都市魅力の創造とインフラ整備推進 MICE誘致の推進 マーケティング・情報発信 など	経済戦略局	任意	○		
	観光交流の促進に関する業務【一般会計】	クルーズ船の寄航誘致による観光・集客資源の発掘、交流促進を図り、また夢洲地区における観光拠点の形成を目指し、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげるため、一般会計上次の事務を実施。 ・クルーズ客船：大阪観光局とともに「大阪港クルーズ客船誘致推進会議」の運営、官民協働によるクルーズ客船の誘致・受入 ・客船ターミナルの整備：ターミナルの整備をPFI手法により実施。 ・夢洲地区での観光拠点の形成など、夢洲のまちづくり方針や土地利用等を策定する ・2025年に万博を夢洲地区に誘致するための関係機関との調整	港湾局	任意	○		
	観光交流の促進に関する業務【港営事業会計】	夢洲地区における観光拠点の形成を目指し、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげるため、港営事業会計上次の事務を実施。 ・夢洲地区での観光拠点の形成など、夢洲のまちづくり方針や土地利用等を策定する ・2025年に万博を夢洲地区に誘致するための関係機関との調整	港湾局	任意	○		
観光振興(地域関連)	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・シティプロモーション等の業務】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：「市」としてのシティプロモーション等の業務】 ・「三都物語」コーディネート事業 ・京阪神堺四都市外客誘致実行委員会事業 ・関西国際空港内広域観光案内推進事業 ・「歴史」と「食」の魅力発信事業 など	経済戦略局	任意	○	○	
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・観光客受入環境整備事業】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：特定のエリアを中心に実施している業務】 ・外国人等観光客受入環境整備事業 ・観光バス乗降場の利便性向上事業 ・観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業 ・観光案内表示板の設置 ・大阪城公園内特設案内所における観光案内業務 など	経済戦略局	任意	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・施設管理】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：特定のエリアを中心に実施している業務】 ・築港地区活性化事業施設管理運営	経済戦略局	任意			○	
文化振興(成長・都市魅力創造関連)	文化振興にかかる事務(全市的な観点で実施している事業)・(広域)	芸術文化振興事業のうち、平成28年度現在、全市的な観点で実施しているもので、かつ広域的な事業： ・大阪アーツカウンシル等による文化行政の推進、大阪アジアン映画祭の開催、咲くやこの花賞受賞者支援事業、文化創造拠点ネットワークの形成(中央公会堂(北区))、咲くやこの花賞事業、大阪文化祭賞・大阪文化賞事業、三好達治賞事業、織田作之助賞事業、大阪市芸術活動振興事業助成(特別助成)、(一財)地域創造に対する分担金、芸術文化魅力育成プロジェクト、文楽を中心とした古典芸能振興事業、芸術・文化団体サポート事業	経済戦略局	任意		○		
	大阪市生涯学習情報提供システム(中央公会堂分)	大阪市生涯学習情報提供システムで大阪市中央公会堂の予約情報を市民に提供。	経済戦略局	任意		○		
文化施設(博物館、美術館等)	博物館群の魅力向上等	・市立の博物館施設の運営事業及び連携による機能の向上と新たな事業展開によるサービスの向上に資する事業 ・博物館施設改修事業 ・史跡難波宮跡維持管理等	経済戦略局	任意		○		
	大阪市立美術館の魅力向上	・大阪市立美術館(天王寺区)の大規模改修 ・リニューアル後の美術館については隣接する「慶沢園」の活用などにより更なる美術館の魅力向上、集客力向上、来館者満足度向上を図る	経済戦略局	任意		○		
	局所管施設の点検保全業務【博物館等】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかる部位に関する点検業務を実施。 (平成28年度点検対象施設のうち、科学館(北区)、中央公会堂(北区)、東洋陶磁美術館(北区)、大阪歴史博物館(中央区)、市立美術館(天王寺区)、自然史博物館(東住吉区))	経済戦略局	任意		○		
	博物館施設の地方独立行政法人化	博物館施設の最適な経営形態の実現に向け、地方独立行政法人への移行をめざす	経済戦略局	任意		○		
	(公財)大阪市博物館協会への派遣	公益財団法人大阪市博物館協会への派遣	経済戦略局	任意		○		
	(公財)大阪科学振興協会への派遣	公益財団法人大阪科学振興協会への派遣	経済戦略局	任意		○		
文化施設(地域関連)	泉布観地区の管理運営	泉布観地区について、中之島、八軒家浜からOAP地区、毛馬桜之宮公園につながる人の流れを生み出し、大川沿いの水辺エリア全体の魅力向上および活性化を実現する。 泉布観地区内の重要文化財「泉布観」「桜宮公会堂」(北区)について、適切な維持管理を行う。	経済戦略局	任意		○		
	適塾史跡公園の維持管理	適塾史跡公園(中央区)について、適切な維持管理を行う。	経済戦略局	任意		○		
	もと大阪市公館の管理運営	もと大阪市公館(都島区)の管理運営。	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
新しい美術館の整備事業の推進	新しい美術館の整備事業	・新しい美術館整備事業 ・収蔵作品展の開催 ・美術資料の収集 など	経済戦略局	任意		○		
	大阪新美術館建設準備室収蔵品管理システム	大阪新美術館建設準備室収蔵品の情報管理。	経済戦略局	任意		○		
文化振興(地域関連)	文化振興にかかる事務(全市的な観点で実施している事業)・基礎)	芸術文化振興事業のうち、平成28年度現在、全市的な観点で実施しているもので、かつ地域性の強い事業。 青少年芸術体験事業、大阪市芸術活動振興事業助成(一般助成)、第一級の芸術にふれる機会の充実、地域等における芸術活動促進事業、文楽を特色とする地域魅力創出事業、大阪クラシックの開催、文化振興事業	経済戦略局	任意		○		
	文化振興にかかる事務(区CM事業として実施している事業)・芸術創造館除く	芸術文化振興事業のうち、区CM事業(芸術創造館除く) 現代芸術振興事業、文化創造拠点ネットワークの形成(クラシック音楽普及促進)、創造を楽しむ元気な地域づくりの推進、文学碑維持管理	経済戦略局	任意		○		
	芸術創造館の管理運営	芸術文化振興事業のうち、芸術創造館(旭区)の管理運営。	経済戦略局	任意		○		
	局所管施設の点検保全業務【芸術創造館】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかる部位に関する点検業務を実施。 (平成28年度点検対象施設のうち、芸術創造館(旭区))	経済戦略局	任意		○		
	築港地区活性化事業施設の管理運営(大阪文化館)	芸術文化振興事業のうち、築港地区活性化施設(大阪文化館(港区))の管理運営。	経済戦略局	任意		○		
スポーツ振興(生涯スポーツ)	生涯スポーツ事業【市長杯、審議会等関係事務】	市民にスポーツをするきっかけ・継続する機会を提供するため、各種スポーツ大会を実施するとともに、生涯スポーツの振興に向けた取り組みを実施。 ・市長杯各種大会 ・スポーツ推進委員関係事務 ・スポーツ推進審議会 ・スポーツ関係事務(後援名義、表彰、寄付收受など)	経済戦略局	任意		○		
	生涯スポーツ事業【スポーツ教室、学校体育施設開放事業等】	市民にスポーツをするきっかけ・継続する機会を提供し、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、各種スポーツ事業を実施し生涯スポーツの振興を図る。 ・オータムチャレンジスポーツ ・スポーツ教室事業 ・ウォーキング事業 ・学校体育施設開放事業及び施設整備 ・スポーツ推進委員の採解及び活動支援 ・総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に対する支援 ・スポーツ関係事務(スポーツボランティアなど)	経済戦略局	任意		○		
スポーツ振興(地域関連)	競技スポーツ振興施策【交流事業】	トップアスリートとの交流やスポーツを通じた国際交流など、競技団体との連携を基に実施することで、市民スポーツの振興を図る。 ・トップアスリートとの交流事業 ・JOCパートナーシップ事業 ・大阪市スポーツ少年団関係業務 ・競技力向上事業 ・プロスポーツ関係業務 ・オリンピック・パラリンピック関係業務 ・大阪市国際ユースサッカー大会 ・陸上競技フェスタ	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表		
					大都市特例等	特別区	大阪府 各 区
スポーツ振興 (競技スポーツ)	競技スポーツ振興施策【大規模競技大会】	大規模競技大会(国際大会・全国レベルの大会)の開催・招致など「みる」スポーツを通じて、市民スポーツの振興と都市魅力の創出を図る。 ・大阪国際女子マラソン ・社会人野球日本選手権 ・大阪マラソン ・大阪国際トライアスロン ・全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会 ・全日本バレーボール大会 ・全日本陸上実業団陸上競技選手権 ・中之島ダンスフェスティバル ・大阪市主催・共催以外の大会関係業務 ・その他、国際競技等運営・活動業務	経済戦略局	任意		○	
		堺テニスセンターで開催される国際大会を通じて、市民スポーツの振興と都市魅力の創出を図る。					
	ワールドマスターズゲームズ 2021関西	関西WMG2021組織委員会が主催する「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の閉会式を大阪市内で開催し、大会の盛り上げと都市魅力の創出を図る。	経済戦略局	任意		○	
競技施設等の運営管理(大規模公園内)	競技施設等の運営事業【長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設】	長居(東住吉区)、鶴見(鶴見区)、大阪城公園内競技施設・修道館(中央区)を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意		○	
	スポーツ施設の補修【長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・長居公園内施設(東住吉区):長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居相撲場、長居庭球場 ・鶴見緑地内施設(鶴見区):鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場 ・大阪城公園内施設(中央区):修道館、大阪城弓道場	経済戦略局	任意		○	
大阪ドーム	大阪ドームの公的部に対する助成	平成18年5月に本市とオリックス社と更生管財人との3者間で交わされた基本確認書に掲げるドーム機能並びに公共性の維持に関する条件をもとに、大阪ドームの施設利用の促進と公的施設(外周テッキ)の維持管理に関する補助を実施する。	都市計画局	任意		○	

《8. まちづくり》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					大阪府	特別区 各 区	連携
都市計画 (都市再生特別地区・用途地域等)	都市計画アセス関連事務【任意】 (都道府県権限に附隨)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 (都区制度の場合、都の特例権限以外で都が実施することになる都市計画決定に関するもの) 都市計画区域の整備・開発・保全の方針、都市再開発方針、都市再生特別地区、高速道路、都道府県道、公園(10ha以上)、河川等	都市計画局	任意		○	
	都市計画アセス関連事務【任意】 (都の特例権限に附隨)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 (都区制度の場合、都の特例権限として都が実施する都市計画決定に関するもの) 用途地域、特定街区(1ha超)、公共下水道、市場、地区計画(再開発等促進区3ha超)、沿道地区計画(沿道再開発等促進区3ha超)等	都市計画局	任意		○	
都市計画 (地区計画等)	都市計画アセス関連事務【任意】 (特別区権限に附隨)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 (都区制度の場合、特別区が実施する都市計画決定に関するもの) 特別用途地区、景観地区、区市町村道、駐車場、公園(国、都道府県設置以外)、地区計画(再開発等促進区3ha超を除く)、沿道地区計画(沿道再開発等促進区3ha超を除く)等	都市計画局	任意		○	
都市計画企画 立案支援	都市計画基礎調査(任意)	都市計画基礎調査データをmessch化したデータの管理・提供を行っており、これらの成果をまちづくりの基礎資料として、土地利用計画、防災対策関連、交通計画等の策定時に活用している。また、地域・拠点開発情報の管理、情報提供も行なっている。このシステムを利用することによって、様々な情報の集計・分析・加工ができる、局内外の企画立案部門の計画支援に資することができる。	都市計画局	任意		○	
	都市計画広報等連絡事務	都市計画広報資料作成のための情報収集、資料作成等連絡事務等を行う。	都市計画局	任意		○	
	大阪市統合型GIS運用促進事業に関する事務	全庁的に業務情報を共有並びに業務の連携を行う統合型GISプラットホームを運用している。併せて、市民サービスの向上と積極的な情報公開を行うために市民向けのGISを運用している。	都市計画局	任意		○	
統合型GIS(府内向け)運用管理事務	統合型GIS(府内向け)にかかるシステムの運用管理。	都市計画局	任意			○	一組
統合型GIS(市民向け)運用管理事務	統合型GIS(市民向け)にかかるシステムの運用管理。	都市計画局	任意			○	一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					大阪府	特別区 各区	連携
	都市計画行政支援システムの運用管理に関する事務	<p>都市計画行政支援システムのサブシステムである地形図管理基本システム、都市計画窓口システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。</p> <p>地形図管理基本システムは、地形図データ、都市計画データ等を収集・分析・加工・編集・情報提供するシステムであり、大阪市地形図(1/2,500)、都市計画図、航空写真等をデジタルデータ化して管理し、職員の業務の効率化・高度化を図り、都市計画総覧図(A2判)を出し、市民の閲覧に供するものである。</p> <p>都市計画窓口システムは、市民が都市計画総覧図の閲覧及び都市計画事項の検索を容易に行えるとともに、コピーによる資料の持ち帰りも可能とするものである。</p>	都市計画局	任意		○	二組
住宅市街地の整備	防災まちづくり計画関係業務	<p>都市防災総合推進事業等の防災まちづくり計画関係業務について、関係部局と連携し、国土交通省等と調整を行う。</p> <p>平成11年に策定した「防災まちづくり計画」で設定した「防災性向上重点地区」において、密集指标の見直しの必要性について検討する。</p>	都市計画局	要綱等	一般市	○	
	都市再開発融資制度に係る事務	<p>本市施行の市街地再開発事業によって建設される建築施設の部分を買入れる者に必要な資金を融通することによって、市街地の再開発を促進させていくものであるが、民間金融システムの充実により平成19年度末をもって融資受付は廃止している。現在は、未償還分の預託事務を行っている。なお、融資期間は最長で30年以内。</p>	都市整備局	任意		○	
	都市防災不燃化促進事業に係る事務	<p>大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域において、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に建設費の一部を助成し、避難路沿道建築物の不燃化を促進する。</p>	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○	
	住宅市街地総合整備事業等に係る事務	<p>既成市街地において、都市機能の更新、密集住宅市街地の整備改善等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業について国が助成を行う「住宅市街地総合整備事業」等を活用し、生野区南部地区、西成区北西部地区、福島区北西部地区、大阪市東南部地区などで事業を実施している。</p> <p>また、事業化に至らなかった用地について、維持・管理を行うとともに、当該用地の売却を進めている。</p>	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○	
	民間老朽住宅建替支援事業に係る事務	<p>民間老朽住宅の自主建替えを促進するため、ハウジングアドバイザーの派遣、建替建設費補助、賃貸住宅建設資金融資、従前居住者家賃補助を実施する。</p> <p>「防災性向上重点地区」及び「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(優先地区)」では補助要件や補助率等を優遇し、民間老朽住宅のさらなる建替えを促進するとともに、優先地区において狭い道路等に面した敷地における除却費補助を実施する。</p> <p>また、「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、密集住宅市街地における防災性の一層の向上に向け、「重点整備エリア」において、民間老朽住宅の除却や建替等への支援策の強化を図るとともに、跡地を防災空地として活用する場合に、民間老朽木造住宅の除却費及び空地の整備費に対する補助を実施する。</p>	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○	
	地域連携による防災力向上支援事業に係る事務	<p>「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」において、地域住民と連携・協働し、狭い道路の拡幅整備や主要生活道路の不燃化促進、地域の防災活動の場となるまちかど広場の整備を行うことにより、地域防災力の向上を図る。</p>	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各 区	連携
生野区南部地区整備事業(住宅市街地総合整備事業関係)に係る事務	生野区南部地区整備事業(住宅市街地総合整備事業関係)に係る事務	平成6年度より、本市の密集住宅市街地整備のモデル事業として、老朽木造住宅が密集し、都市基盤が未整備な生野区南部の98.5haの区域において、民間老朽住宅の建替えや狭あい道路の拡幅整備の促進、まちかど広場の整備に加え、従前居住者向け住宅の建設と都市計画道路・都市計画公園等の公共施設整備を一体的に実施している。	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○		
	工事積算システム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業の道路・公園等の工事に伴う設計業務に使用する、工事積算システムの運用管理。	都市整備局	任意		○		
	測量計算CADシステム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業に伴う測量事務に使用する、測量CADシステムの運用管理	都市整備局	任意		○		
	補償金算定システム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業に伴い移転等を要する建物その他工作物等の調査及び補償金の算定に使用する、補償金算定システムの運用管理	都市整備局	任意		○		
	大阪市内における土地区画整理事業に関する推進事務	大阪市内全域における土地利用の更新計画にかかる新規事業について、手法等の計画検討、関係機関との協議調整等を行う。 組合等(個人、組合、会社、都市再生機構など)が施行中の土地区画整理事業について、助言、協議調整等を行い、民間等のまちづくりを推進する。 大阪市密集住宅市街地重点整備プログラムに位置付けられた福島区モデルエリアにおける地籍整備型土地区画整理モデル事業の推進。	都市整備局	任意		○		
	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の融資事務	組合等の土地区画整理事業施行者が国から融資を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○		
	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の補助事務	組合等の土地区画整理事業施行者が国から補助を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○		
	弁天町駅前土地区画整理記念事業に関する事務	広く区民に役立つ、今後の港区のまちづくりに貢献する公共施設((仮称)区画整理記念・交流会館)を整備するとともに、大阪みなど中央病院との共同事業により、隣接する交通局用地等も含め一体制的に活用し、当該病院との連携・協力のもと、港区の地域医療・災害時医療の拠点機能を形成する。	都市整備局	任意		○		
	土地区画整理事業に伴い整備された地域活性化施設の維持管理等事務	土地区画整理事業の完了を記念し整備された、湊町リバープレイス、大正地区文化交流プラザ(アゼリア大正)、マリンテニスパーク北村の管理運営事務 上記3施設の効率的な施設運営手法の検討事務	都市整備局	任意		○		
景観行政	大阪都市景観建築賞	大阪市、大阪府、公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会近畿支部、一般社団法人日本建築協会の6者主催により、周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れた建物やまちなみを広く一般から推薦していただき、その中で特に優れたものを表彰する。	都市計画局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表		
					大・阪府	特別区 各区	連携
	わがまちナイススポットの発見 (都市景観資源の発掘・活用) (制度管理)	景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。制度管理は、登録にかかる審査を行う都市景観委員会への意見聴取手続きや、登録景観資源の専門的な助言を行う事務。	都市計画局	任意		○	
	わがまちナイススポットの発見 (都市景観資源の発掘・活用) (移管検討分)	景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。 移管検討分は、景観資源の募集・登録、登録された景観資源の活用等に関する事務。	都市計画局	任意		○	
	景観形成方策の推進	都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む大阪らしい都市景観の形成に向け、本市景観施策の推進・見直しに向けた調査・検討を行う。 本市景観施策について、市民や事業者等へ広く周知し、良好な景観の形成を図るために必要な協議・説明を行つ。	都市計画局	任意		○	
	建築美観誘導関連事務	御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に関する、建築物・広告物の具体的な誘導基準(建築美観誘導基準)を定め、建築物の建築及び屋外広告物の設置など景観に配慮すべき行為が生じる際に、事業者からの事前協議の申出を受付ける。	都市計画局	任意		○	
	都市景観委員会	都市景観の形成に関する技術的又は、専門的な事項について調査・審議することを目的とした大阪市都市景観委員会の運営を行う。	都市計画局	任意		○	
	デジタルサイネージ及び一時広告等関連事務	御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に面する敷地にある建築物に、デジタルサイネージを設置する場合、又は建築美観誘導基準に適合しない規模の広告物を一定期間表示する場合に、事業者からの事前協議の申出を受付けるとともに、デジタルサイネージ設置基準等に従い、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるよう、誘導を行つている。	都市計画局	任意		○	
	御堂筋デザインガイドライン協議事務	御堂筋の淀屋橋から長堀通までの区間において、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみの創造を図るために、御堂筋デザインガイドラインに従った誘導を行つている。	都市計画局	任意		○	
	御堂筋デザインガイドライン運用関係事務	御堂筋の淀屋橋から長堀通までの区間においては、地区計画の改定とあわせて「御堂筋デザインガイドライン」(大阪市H26.1)を制定し、本ガイドラインに沿つて本市と事業者等が協議を行うことにより、デザイン等を適切に誘導し、もって、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進する。	都市計画局	任意		○	
	御堂筋彫刻ストリートの推進	御堂筋を市民や外部からの来訪者に親しまれるアメニティ豊かな芸術文化軸としていくため、世界的にも一級品である彫刻29体(沿道企業等の寄付により道路上に設置)について、適切な維持管理を行うとともに、彫刻ガイドツアーを情報発信ツールとして活用し、御堂筋の魅力を高めていく。	都市計画局	任意		○	
建築基準法関係	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく特定施設に係る立入調査、勧告及び公表等に関する事務	「大阪府福祉のまちづくり条例」第36条～38条に基づく都市施設に係る立入調査、勧告及び公表等に関する事務	都市計画局	任意		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等		事務分担案
					特別区	各区	
任意事務	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する任意事務	「大阪府福祉のまちづくり条例」第31条に規定する建築物について、工事着手前の事前協議、完了届受理、立入検査、勧告、公表に係る事務、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」第10条に規定する建築物について、工事着手前の事前協議、完了届受理、立入検査、勧告、公表に係る事務。	都市計画局	任意			
	建築基準法に関する任意事務	建築基準法に関する各種情報提供や普及啓発 建築相談 「建築計画の事前公開制度に関する指導要綱」に基づく届出及び報告の受理 「高層建築物等の防災措置に関する要綱」に基づく防災計画書の受付及び審査 「アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準」に基づく設置申請書や工事届出書の受付、審査及び承認 「地下街連絡協議会」における連絡調整 「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づくCASBEE大阪みらい届出書の受理等 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取り扱い要領」に基づく大規模建築物事前協議書の日影規制審査	都市計画局	任意			
	建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する業務	大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づき、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出の受理、報告若しくは資料の収集及び立入調査若しくは質問に関する事務を行っている。	都市計画局	任意			
	建築行政支援システム運用管理事務	建築行政支援システムにかかる保守及びデータ更新業務、サーバ機器及び周辺装置の借入などの業務委託発注、監督業務、不具合発生時の調整などの運用管理業務	都市計画局	任意			
	市民用建築情報検索システム運用管理事務	市民用建築情報検索システムにかかる保守及びデータ更新業務、サーバ機器及び周辺装置の借入などの業務委託発注、監督業務、不具合発生時の調整などの運用管理業務	都市計画局	任意			
開発指導	民間開発に伴う手続き(大規模・地下街)	<民間開発に伴う交通処理計画の調整> 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施(技術)基準」に基づき、建設計画区域の周辺の道路交通を悪化させることのないよう駐車施設等の確保について、事業者と事前協議を行う。 <大規模小売店舗立地法関連> 大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通へ与える影響や、影響への対策について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮を行うよう、大規模小売店舗を設置する者と協議を行う。 <地下街連絡協議会> 地下街の新設・改築や、地下街や地下鉄駅コンコース等と、他の建築物の地下階とを接続する場合に、防災、衛星、交通等総合的な観点から公共的利用の安全を確保するため、当該事業者と協議を行う。	都市計画局	任意			
	駐車場法に関する事務(任意事務)	「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」や「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」を定め、一定規模以上の建築物を建築等する際に事業者等と駐車場設置の指導や協議により、路上駐車を防止し良好な都市環境の改善に取り組む。	都市計画局	任意			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	
					特別区	連携
	開発誘導行政の企画・指導等に関する事務	<p>開発指道行政に係る調査・立案事務 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に関する関係事務(一定規模以上の建築物について公共施設等との均衡調整を図るため、関係局が連携して事業者と本市が事前協議を行う。)</p> <p>「建築物に付属する緑化指導」に関する関係事務(敷地面積500㎡以上で建築を行う場合、事業者と本市で事前協議を行い、敷地面積の3%以上の緑地確保を指導する。)</p> <p>「ワンルーム形式集合建築物指導要綱」関係事務(ワンルーム形式集合建築物を対象として、事業者と本市が計画と管理に関する事項について事前協議を行う。)</p> <p>「建築物における自転車駐車場の附置等に関する条例」関係事務(一定規模以上の集客施設、共同住宅における自転車駐車場の設置・管理に関する届出)</p> <p>住宅附置誘導関係事務(JR大阪環状線内側及びその周辺の対象区域内において、主用途が事務所又は店舗である建築物について住宅附置を誘導する。)</p> <p>建築誘導行政の企画・調整事務</p>	都市計画局	任意		
	府条例に係る緑地等の協議	大阪府自然環境保全条例の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。 (建築物の敷地等における緑化を促進する制度)	建設局	任意		
	大規模開発等に係る緑地等の協議	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市みどりのまちづくり条例の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。 ・建築物に付属する緑化等に関する指導要綱の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。 	建設局	任意		
広域計画(意見表明)	近畿ブロック社会资本重点整備計画関連事務	地方ブロック社会资本重点整備計画に関して、本市として意見を述べる等により本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市	
地価監視(届出受理・情報提供)	土地情報の提供に関する事務	地価公示(国土交通省)、地価調査(都道府県)等の公的地価評価の結果について、GIS(マップナビおおさか)を利用して、市内の情報を提供。 地価公示、地価調査等の調査結果について、市内の情報をまとめ、ホームページや窓口において情報提供。	都市計画局	任意		
広域的な交通基盤の整備	近畿地方交通審議会関連事務	近畿地方交通審議会答申第8号に位置付けられている路線等、および新たな答申に向けた関係先との連絡調整事務	都市計画局	任意		
	阪神高速道路(株)派遣事務	阪神高速道路株式会社では淀川左岸線延伸部の事業計画にかかる関係者との協議・調整など、本市の都市政策に大きく影響する事業を実施しており、政策レベルでの協議・調整を円滑に進める上で大阪市の関与が必要であることから、阪神高速道路の整備推進に関する業務の総括を行うため、阪神高速道路株式会社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意		
	MDCへの公的施設管理運営補助	大阪市特定団体経営監視委員会(現、経営監視会議)に賛同ながら、大阪シティエアターミナルビルの持つ公共性維持と運営会社(MDC)の経営の安定化を図るため、MDCへの公的施設の管理運営補助を実施する。	都市計画局	任意		
	(株)湊町開発センター派遣事務	株式会社湊町開発センターは、特定調停を経て現在経営再建中であり、大阪市は巨額の損失補償を行っていることから、二次破綻を起こさぬよう、経営監視、団体監理を行っていく必要があるなど大阪市の関与が必要であることから、同社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計划局	任意		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等		事務分担案		
					大阪府	特別区各 区	連携	○	○
	北陸新幹線・リニア中央新幹線整備促進検討事務	北陸新幹線及びリニア中央新幹線の大坂までの早期全線開業に向け関係機関と連携し、国等関係先への要望活動を行う。	都市計画局	任意				○	
地域交通政策	大阪外環状線の建設促進	城東貨物線の施設や用地を活用しながら複線化・電化を行うとともに、新大阪駅に至る連絡線を新設し、新大阪駅から大阪東部地域を経てJR久宝寺駅に至る旅客線（大阪外環状線・延長約20.3km）を整備する事業であり、本事業について関係先との連絡調整を行い、スムーズな事業進捗を図るとともに、整備事業者である大阪外環状鉄道株式会社に対し、出資等を行う。	都市計画局	要綱等	その他			○	
	大阪外環状鉄道(株)派遣事務	大阪外環状鉄道株式会社は、現在、新大阪から放出までの区間において、鉄道建設を進めているところであり、早期開業を実現するとともに、総事業費の抑制を図り大阪市からの出資額を抑制するため、関係機関と緊密な連絡調整を行うとともに、地元ときめ細かな調整を行い、事業を円滑に進捗させる必要がある。 また、施設計画の立案にあたって、地域のまちづくりの課題解決に資するよう検討及び地元調整を行うとともに、関連する街路事業等と事業調整を行う必要がある。 これらのことから、大阪市の関与が常時必要となるため、同社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意			○		
	鉄道整備連絡事務（任意）	新規鉄道整備にかかる路線計画や事業スキーム等に関する事業者など関係者との連絡調整、及び鉄道整備と連携した地域のまちづくりや交通政策にかかる検討。	都市計画局	任意			○		
	鉄道の安全性向上	国の制度に基づき、大阪府とも協調し、鉄道耐震補強事業及び浸水対策事業について、鉄道事業者等と調整を図りながら、その整備費用の一部に対して助成を行い、民間の既存鉄軌道の安全対策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	その他		○		
	駐車対策促進事務	迷惑駐車の防止に関する施策を推進するため策定した「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、ホームページ等により市民・事業者に駐車場情報を提供し、区と連携しながら広報することにより、迷惑駐車追放の推進を図る。	都市計画局	任意			○		
	交通戦略のあり方検討調査	少子高齢化や地球環境問題の顕在化などの社会状況の変化に対応した、利便性の高い都市交通を有するまちの実現に向けて、鉄道やバスといった公共交通機関に関する施策や自動車利用者の交通行動の転換を促す施策（TDM）などの各都市交通に関する施策について総合的な検討を行う。	都市計画局	任意			○		
	総合交通対策関係事務	都市交通の総合的な施策を策定し、もって良好な生活環境及び円滑な都市活動に適合した都市交通機能を向上させるための施策を推進するための事務。 交通政策業務に関する関係団体との連絡調整用資料作成等事務。	都市計画局	任意			○		
	バスネットワーク維持改善補助	標準的な乗合バス事業者による相応の経営努力をもってしても採算性の確保が困難であるが、市域内の公共交通ネットワークの形成に欠かせない乗合バス路線であって、一定の需要があるなどの要件を満たすものについて、その運行維持に必要な経費の一部を補助する。	都市計画局	任意			○		
	バス利用促進総合対策関連事務	バス利用促進やバスサービスの改善等バス交通の活性化方策についての検討を行う。また、路線バスの利便性及び安全性の向上並びに利用環境改善の促進等を図るために、事業者との調整を行う。	都市計画局	任意			○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表	
					大都市特例等	特別区
	鉄道駅舎可動式ホーム柵設置補助	鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備を促進することによってプラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保する。	都市計画局	任意	○	
	交通バリアフリー化の推進(企画検討)	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	要綱等	○	地方公共団体
	交通バリアフリー化の推進(技術的支援)	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	要綱等	○	地方公共団体
	モビリティ・マネジメントの推進(港区)	港区では国道43号沿道環境の改善に向けたソフト対策として、行政や産業界、高速道路会社などからなる「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト検討会」を立ち上げ、区民や事業者を対象に、公共交通機関の利用促進や自動車利用の抑制、エコドライブの促進、環境学習、事業所意見交換会などの各種モビリティ・マネジメント施策を実施してきた。 同検討会は、平成28年3月をもって解散したが、引き続き各種モビリティ・マネジメント施策を実施していく。	都市計画局	任意	○	
	成長戦略・グランドデザイン関連まちづくり	観光拠点の形成など新たな機能を盛り込んだ夢洲全体のまちづくり方針や土地利用等を作成するための各種調査を行うとともに、統合型リゾート(IR)関連法整備の状況を注視しながら、必要に応じてIR立地に付随する課題についても検討する。 ※統合型リゾート(IR)に係る事務は平成29年度よりIR推進局が実施	経済戦略局	任意	○	
	グランドデザイン・大阪の推進	2050年を目標に、大都市・大阪の都市空間の姿を示すとともに、創造的な人材が集積し、住み、働き、楽しみとなる魅力・環境を備えた大都市・大阪をめざすため、府市統合本部の下で平成24年6月に策定した「グランドデザイン大阪」の実現に向け、府及び関係部局と連携しながら検討・協議・調整等を行う。	都市計画局	任意	○	
	うめきた地区開発関連事務	うめきた地区については、大阪駅周辺地区の中核エリアとして、大阪・関西の発展を牽引する新しい拠点の形成に向けて取り組んでいる。 先行開発区域では、新しい産業やビジネス等を創出するナレッジキャピタルを中心とした高水準の都市機能の集積や、緑・水を豊かに配した空間整備等、魅力あるまちづくりを実現している。 今後、2期区域については、まちづくりの目標として掲げる「世界の人々を惹きつける比類なき魅力を備えた“みどり”と、新たな国際競争力を獲得し、世界をリードする「イノベーション」を生み出す都市機能との融合拠点の形成”をめざし、質の高い民間開発を誘導するとともに、JR東海道線支線地下化事業及び新駅設置事業等の基盤整備を推進していく。	都市計画局	任意	○	
	(独)都市再生機構派遣事務	うめきた地区先行開発に引き続き、当該団体は、2期開発においても土地区画整理事業の事業主体となっている。同地区的土地区画整理事業の計画・実施にあたっては、「大阪駅北地区まちづくり基本計画」はもとより大阪市の都市計画の内容を十分反映し同地区周辺の大規模開発との整合を図るとともに、JR、道路管理者、地権者、開発事業者等との多岐にわたる調整を円滑に進める必要がある。 これらのことから、大阪市の関与が常時必要となるため、同社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意	○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	各 区
地域まちづくり	統合型リゾート(IR)を契機とした夢洲まちづくりの検討	「大阪の成長戦略」のもと、日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を發揮する都市の実現に向けて、海外からの大きな投資を呼び込むとともに、世界が憧れる都市魅力を創造するため、統合型リゾート(IR)の立地に向けた夢洲における国際観光拠点の形成等に関する夢洲まちづくり構想を検討する。	都市計画局	任意		○		
	新大阪・淡路周辺地区まちづくりの検討	阪急電鉄の新大阪連絡線(新大阪～淡路間)鉄道免許の廃止(平成15年3月)に伴う跡地利用や跡地周辺のまちづくりについて、関係者と調整を行う。	都市計画局	任意		○		
	大阪駅北大深西地区土地区画整理事業に関する事務	うめきた2期区域の基盤整備となる大阪駅北大深西地区土地区画整理事業(施行者:UR)について、URへ事業要請を行った立場から、関連事業等との協議調整を行い、事業推進を行う。 うめきた2期開発の推進に係る費用負担に関する覚書(府市で締結)に基づいた、大阪府への補助金の申請。	都市整備局	任意		○		
	JR東海道線地下化事業	・連続立体交差事業は、地平を走る鉄道を連続的に地下化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、都市内交通の円滑化を図ると共に、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る。	建設局	要綱等	地方公共団体	○		
地域まちづくり	都市開発プロモーションに関する事務	国内外の不動産投資家や都市開発事業者等に対して重点的に都市の開発や再生を推進する都市再生緊急整備地域を中心に、国内外へ各地区的魅力のPRを官民連携して行い、海外での知名度向上に努め、大阪市内への投資促進や都市開発のさらなる促進を図る。	都市計画局	任意			○	
	市有地の有効活用(企画検討)	公的用地や学校跡地等の未利用地について、開発事業者などとの連携を図りながら、地区的整備方針等の検討を行う。 また大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討を行い、さらにはその他の未利用地についても資産流動化プロジェクトチームの一員として関係局と連携して検討する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	市有地の有効活用(技術的支援)	公的用地や学校跡地等の未利用地について、開発事業者などとの連携を図りながら、地区的整備方針等の検討を行う。 また大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討を行い、さらにはその他の未利用地についても資産流動化プロジェクトチームの一員として関係局と連携して検討する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	まちづくり活動支援事業に関する事務	市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けて、まちづくり活動を行う市民等の団体で、一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに、活動費の一部を助成し、区役所と連携しながらまちづくり活動を支援している。 また、ホームページ等を通じて地域の自発的なまちづくり活動の情報発信を行っている。	都市計画局	任意			○	
	まちづくり活動支援事業に関する事務(区)	市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けて、まちづくり活動を行う市民等の団体で、一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに、活動費の一部を助成し、区役所と都市計画局が連携しながらまちづくり活動を支援している。 区役所では、まちづくり活動の支援について、団体等との相談や各種申請の受付を行っている。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表		
					大 阪 府	特 別 区	大都 市 特 例 等
	中之島西部地区開発の推進	<p>都市再生緊急整備地域内に位置しながら、大規模な低未利用地が多い中之島西部地区について、当地区にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成に向け、民間地権者や関係機関等と連携調整しながらまちづくりを推進する。</p> <p>また、地区全体の地権者企業から成る「中之島まちみらい協議会」と連携し、都市再生緊急整備協議会中之島地域部会において作成を行った整備計画や都市再生安全確保計画に基づく事業の推進などにより、中之島地区の公民一体となったまちづくりを推進する。</p>	都市計画局	任意		○	
	西梅田地区周辺開発の推進(企画検討・エリアマネジメント)	<p>西梅田地区周辺では、公民連携により、土地区画整理事業による都市基盤整備や、都市計画手法を活用した大阪駅前にふさわしい文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な民間開発、エリアマネジメントによる地区の一体的な管理運営・賑わいの創出等のまちづくりが進められているところであり、引き続き、民間事業者等と連携調整しながら、まちづくりを推進する。</p> <p>上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。</p>	都市計画局	任意		○	
	西梅田地区周辺開発の推進(技術的支援)	<p>西梅田地区周辺では、公民連携により、土地区画整理事業による都市基盤整備や、都市計画手法を活用した大阪駅前にふさわしい文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な民間開発、エリアマネジメントによる地区の一体的な管理運営・賑わいの創出等のまちづくりが進められているところであり、引き続き、民間事業者等と連携調整しながら、まちづくりを推進する。</p> <p>上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。</p>	都市計画局	任意		○	
	都心機能活性化地区開発計画の検討(企画検討)	<p>都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間活力を最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。</p> <p>上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。</p>	都市計画局	任意		○	
	都心機能活性化地区開発計画の検討(技術的支援)	<p>都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間活力を最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。</p> <p>上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。</p>	都市計画局	任意		○	
	難波地区の再開発の推進	<p>業務・商業施設が集積した「ミナミ」に立地する難波地区において、国際化に向けた都市機能アメニティ性の高い都市拠点の創造に向け、民間開発を推進する。</p>	都市計画局	任意		○	
	エリアマネジメント活動支援事業	<p>大阪の資産価値向上と経済活性化のため、実現性の高いまちづくりによる官民協働の都市経営を目的として、大阪エリアマネジメント活性会議を設置し会議運営を行うとともに、行政と民間エリアマネジメント団体によるエリアブランド・公共空間利活用・観光地域まちづくりなどのガイドライン及びエリア防災減災ネットワークの検討を実施する。</p> <p>また、市内におけるエリアマネジメント団体からの問合せや団体への情報提供、並びにOBP協議会との連絡調整等を実施する。</p>	都市計画局	任意		○	
	湊町地区(ルネッサンスなんば)開発の推進(企画検討・エリアマネジメント)	<p>都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。</p> <p>上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。</p>	都市計画局	任意		○	
	湊町地区(ルネッサンスなんば)開発の推進(技術的支援)	<p>都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。</p> <p>上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。</p>	都市計画局	任意		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	各区
	御堂筋の活性化	建替え予定のない既存建築物に、御堂筋に面する①低層部の外観・外構の改修、②にぎわいを創出するためのオープンスペースの活用にかかる費用の一部を大阪市が補助金として負担。民間まちづくり団体による自主的な取組を助言するなどにより支援し、エリアマネジメント活動の促進・定着を図る。	都市計画局	任意		○		
	淀川区役所跡地活用の検討(企画検討)	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	淀川区役所跡地活用の検討(技術的支援)	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	JR阪和貨物線跡地の活用検討調査に関する事務	JR阪和貨物線が平成21年3月31日に廃線となり、平野区・東住吉区・住吉区の3区にまたがる大和川周辺に新たな空間が生まれることから、踏切跡の拡幅による地域分断の解消など、線路跡地を市民にとって有効に活用するための検討を行う。	都市計画局	任意		○		
	JR大阪臨港線跡地活用の検討(企画検討)	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	JR大阪臨港線跡地活用の検討(技術的支援)	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	社会资本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金))の活用	大阪の都市再生に資するため、都市再生整備計画事業について、国への予算要望・申請等の窓口業務を行うとともに、事業を活用して、各地区におけるまちづくりを効果的に推進するための連絡調整を行う。	都市計画局	任意		○		
	中心市街地の活性化に向けた環境整備	市域全体が既に市街化しており、各区の駅周辺を中心とする市機能や商業機能が集積し、コンパクトなまちとなっていることを踏まえ中心市街地活性化法の窓口として、同法の活用について連絡調整を実施する。 (中心市街地活性化法:人口減少・超高齢化社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現)	都市計画局	任意		○		
	アイ・スポットの企画・管理運営	大阪の都市再生のシンボルゾーンである「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺」などの大規模開発・まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信・まちづくりに関する講座の実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」の企画・管理運営を行う。	都市計画局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	各区
	アイ・スポットの企画・管理運営に係るシステム運用管理業務	大規模開発・まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信、まちづくりに関する講座の実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」の企画・管理運営に係るシステムの運用管理。	都市計画局	任意		○		
	岩崎橋地区開発の推進(企画検討・エリアマネジメント)	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	岩崎橋地区開発の推進(技術的支援)	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	扇町水道局庁舎跡地活用の検討(企画検討)	扇町水道局庁舎跡地(水道局用地)は、公営企業として収益性が重要である一方で、市民からの水道料金によって形成された資産であることを鑑み、まちの賑わい創出、地域の活性化に資することを活用方針として、水道局を事務局とする「扇町用地活用方針検討会議」において検討を進めている。都市計画局は、具体的な事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	扇町水道局庁舎跡地活用の検討(技術的支援)	扇町水道局庁舎跡地(水道局用地)は、公営企業として収益性が重要である一方で、市民からの水道料金によって形成された資産であることを鑑み、まちの賑わい創出、地域の活性化に資することを活用方針として、水道局を事務局とする「扇町用地活用方針検討会議」において検討を進めている。都市計画局は、具体的な事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	淀川連絡線跡地活用の検討(企画検討)	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。(幅員:10~30m、延長:約2km)東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきだが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地活用の検討が可能であることから、土地所管局や区役所等と協議しながら跡地活用の検討を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	淀川連絡線跡地活用の検討(技術的支援)	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。(幅員:10~30m、延長:約2km)東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきだが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地活用の検討が可能であることから、土地所管局や区役所等と協議しながら跡地活用の検討を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					特別区		
					大阪府	各区	連携
	あいりん地域における総合的生活環境の整備(企画検討)	<p>あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置し、都市計画局は「住宅・まちづくり対策分科会」に参画し、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行なながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を実施した。</p> <p>平成24年2月には、西成区長をリーダーとした「西成特区構想プロジェクトチーム」が設置され、平成24年9月に、鈴木特別顧問を座長とした西成特区構想有識者座談会による西成特区構想の報告書が取りまとめられ、平成25年度からは地域で議論し、推進する会議体としてのエアアマネジメント協議会が設置され、4つのテーマごとに検討が進められている。都市計画局は「観光振興」「地域資源」の専門部会に参画し、特区構想推進のための技術的支援を行っている。</p> <p>上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。</p>	都市計画局	任意	○		
	あいりん地域における総合的生活環境の整備(技術的支援)	<p>あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置し、都市計画局は「住宅・まちづくり対策分科会」に参画し、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行なながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を実施した。</p> <p>平成24年2月には、西成区長をリーダーとした「西成特区構想プロジェクトチーム」が設置され、平成24年9月に、鈴木特別顧問を座長とした西成特区構想有識者座談会による西成特区構想の報告書が取りまとめられ、平成25年度からは地域で議論し、推進する会議体としてのエアアマネジメント協議会が設置され、4つのテーマごとに検討が進められている。都市計画局は「観光振興」「地域資源」の専門部会に参画し、特区構想推進のための技術的支援を行っている。</p> <p>上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。</p>	都市計画局	任意	○		
	平林地区まちづくりの検討(企画検討)	<p>平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区的活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号池東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進め、平成27年3月に換地処分。平林四号池西地区について、平成27年3月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。都市計画局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。</p> <p>上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。</p>	都市計画局	任意	○		
	平林地区まちづくりの検討(技術的支援)	<p>平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区的活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号池東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進め、平成27年3月に換地処分。平林四号池西地区について、平成27年3月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。都市計画局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。</p> <p>上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。</p>	都市計画局	任意	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	
					特別区	大坂府 各区 連携
	天下茶屋駅前活用活性化方策の検討(企画検討)	南海本線の連続立体交差化に伴い廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○
	天下茶屋駅前活用活性化方策の検討(技術的支援)	南海本線の連続立体交差化に伴い廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海電気鉄道株式会社が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○
	加美駅周辺地区まちづくりの検討(企画検討)	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大坂外環状線(大阪東線)新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線連立事業推進時周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○
	加美駅周辺地区まちづくりの検討(技術的支援)	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大坂外環状線(大阪東線)新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線連立事業推進時周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○
	八尾空港西側跡地活用方策の検討	大阪市、八尾市にまたがる大阪航空局所管用地である八尾空港西側跡地について、まちづくりに配慮した効果的な用地処分がなされるよう、府内関係部署とも調整を図りながら、国、八尾市、大阪市で組織する検討会で、検討協議を行っている。	都市計画局	任意		○
	常盤地区まちづくりの検討(企画検討)	天王寺・阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのボテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発(あべのand)に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○
	常盤地区まちづくりの検討【技術的支援】	天王寺・阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのボテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発(あべのand)に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○
	森之宮地区まちづくりの推進	大規模な低未利用地が多い森之宮地区について、当地区にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成に向け、民間地権者や関係機関等と連携調整しながらまちづくりを推進する。	都市計画局	任意		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						特別区	大阪府	各区
	京橋駅周辺地区まちづくりの検討	京橋駅周辺地区は、大阪都心東部の玄関口である京橋駅を中心とした地区である。JR片町線・東西線による南北の地域分断により、OBP地区や周辺公共施設との連続性に欠けているため、有効な土地利用がなされていない。このような状況にある京橋地区的都市機能の強化を図り、大阪の東の拠点地区としてふさわしいまちづくりをおこなうため、JR片町線・東西線の地下化に伴う都市計画道路や土地区画整理事業等の計画に関する調整を行う。 また、公社経営健全化計画に基づき、平成20年10月から住宅展示場用地として10年間の定期借地契約を締結している地区内の都市計画局所管用地について、契約の履行監理を行う。	都市計画局	任意		○		
	心斎橋筋地区の活性化(企画検討)	大阪を代表する商業地区である心斎橋地区において、インバウンド機能が充実した先進的商業空間を創出し、周辺と一体となった世界の観光拠点の形成を図るため、民間開発を促進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	心斎橋筋地区の活性化(技術的支援)	大阪を代表する商業地区である心斎橋地区において、インバウンド機能が充実した先進的商業空間を創出し、周辺と一体となった世界の観光拠点の形成を図るため、民間開発を促進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	中島工業団地の開発調整(企画検討)	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地(約137ha)の開発について、大阪市と工業会が締結した「中島工業団地の整備に関する基本協定」に基づき、開発の進捗監理、調整を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	中島工業団地の開発調整(技術的支援)	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地(約137ha)の開発について、大阪市と工業会が締結した「中島工業団地の整備に関する基本協定」に基づき、開発の進捗監理、調整を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	船場地区まちづくりの検討	船場地区の良好な都市空間や生活空間の形成に向けて、まちづくりの機運を高めるために、地域と協働した取り組みを行うとともに、船場地区のまちづくり施策等の検討を行う。	都市計画局	任意		○		
	矢田南部地区まちづくりの検討(企画検討)	東住吉区の矢田南部地区では、未利用地等の公有地が集積しているが、各局がそれぞれに土地を持っており、個別に売却するのは困難な状況である。そこで、地域全体の活性化に寄与する民間開発の誘導策を考える必要があるため、区役所を事務局とする「東住吉区矢田南部エリア活性化PT」においてビジョンの検討を進めている。都市計画局は、検討において、具体的な事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	矢田南部地区まちづくりの検討(技術的支援)	東住吉区の矢田南部地区では、未利用地等の公有地が集積しているが、各局がそれぞれに土地を持っており、個別に売却するのは困難な状況である。そこで、地域全体の活性化に寄与する民間開発の誘導策を考える必要があるため、区役所を事務局とする「東住吉区矢田南部エリア活性化PT」においてビジョンの検討を進めている。都市計画局は、検討において、具体的な事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
	長吉東部地区まちづくりの検討(企画検討)	平野区の長吉東部地区では、未利用地等の公有地が集積し、急激な人口減少及び高齢化が見込まれる状況にある。そこで、集積する未利用地等を活かした、若い世代が住みたいまちの再構築をめざし、区役所を事務局とする「〔仮称〕平野区まちづくり地域ビジョン(案)」策定及び実施に向けたプロジェクトチームにおいて検討を進めている。都市計画局は、具体的な事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	長吉東部地区まちづくりの検討(技術的支援)	平野区の長吉東部地区では、未利用地等の公有地が集積し、急激な人口減少及び高齢化が見込まれる状況にある。そこで、集積する未利用地等を活かした、若い世代が住みたいまちの再構築をめざし、区役所を事務局とする「〔仮称〕平野区まちづくり地域ビジョン(案)」策定及び実施に向けたプロジェクトチームにおいて検討を進めている。都市計画局は、具体的な事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	神崎川駅前地区の開発調整(企画検討)	神崎川駅前地区において、土地利用転換と併せて基盤施設の整備を進め、周辺市街地に配慮した駅前にふさわしい土地の高度利用と良好な市街地環境の形成に向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	神崎川駅前地区の開発調整(技術的支援)	神崎川駅前地区において、土地利用転換と併せて基盤施設の整備を進め、周辺市街地に配慮した駅前にふさわしい土地の高度利用と良好な市街地環境の形成に向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	神崎川駅周辺まちづくりの検討(企画検討)	神崎川駅周辺において、豊中市からの庄内南部地区での災害に対する強靭なまちづくりを促進したい意向を契機に、豊中市・大阪府・阪急電鉄・大阪市で今後のまちづくりについて検討を進める。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	神崎川駅周辺まちづくりの検討(技術的支援)	神崎川駅周辺において、豊中市からの庄内南部地区での災害に対する強靭なまちづくりを促進したい意向を契機に、豊中市・大阪府・阪急電鉄・大阪市で今後のまちづくりについて検討を進める。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意		○		
	エリアマネジメント活動促進制度関係事務	市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共的空間の創出及び維持発展を促進し、都市の魅力の向上に資することを目的として、エリアマネジメント活動に関する計画の認定、当該計画の実施に要する費用の交付等を行う。	都市計画局	任意		○		
	淀川・大和川沿川整備協議会に関する事務	近畿地方整備局や沿川等の関係機関と連携を図りながら(淀川沿川整備協議会、大和川沿川整備協議会における協議・調整等)、淀川や大和川の治水計画と沿川地域の整備方針等の調整を行う。	都市計画局	要綱等	その他	○		
	地域魅力創出建築物の修景制度検討調査	長屋・町家・近代建築のような地域の個性や特色をもった建築物の外観改修を支援することにより、建築物本来の魅力を引き出し、地域魅力の創出を図る事業の創設に向け、調査・検討を行う。	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
	HOPEゾーン事業	<p>大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン（HOPEゾーン）として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の掘り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を開催しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進する。</p> <p>上記にかかる事務のうち、制度管理及び建築基準法関連事務と連動する事務。</p>	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○		
	HOPEゾーン事業(移管検討分)	<p>大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン（HOPEゾーン）として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の掘り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を開催しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進する。</p> <p>上記にかかる事務のうち、修景整備関係業務、協議会活動支援業務、居住地魅力の情報発信業務等を実施する事務。</p>	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○		
	マイルドHOPEゾーン事業	<p>上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住地づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住地づくりを進める。</p> <p>上記にかかる事務のうち、制度管理及び建築基準法関連事務と連動する事務。</p>	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○		
	マイルドHOPEゾーン事業(移管検討分)	<p>上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住地づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住地づくりを進める。</p> <p>上記にかかる事務のうち、上町台地の居住地魅力の情報発信業務や、自主修景の促進業務を実施する事務。</p>	都市整備局	要綱等	地方公共団体	○		
	大阪市生きた建築ミュージアム事業に係る事務	<p>大阪のまちを1つの大きなミュージアムと捉え、そこに存在する‘生きた建築’※を通して見えてくる、多様で豊かな都市の物語性を大阪の新しい魅力として創造・発信する。</p> <p>※‘生きた建築’とは、「大阪の歴史・文化、市民の暮らしぶりといった都市の営みの証であり、様々な形で変化・発展しながら、今も生き生きとその魅力を物語る建築物等」をいう新しい概念。</p>	都市整備局	任意		○		
港湾事業	港湾局所管基盤施設の維持管理に関する基本協定に基づく維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾局所管基盤施設の維持管理に関する基本協定に基づく維持管理業務。 ・港湾局から、臨港道路の舗装や歩道橋などの管理業務の一部を受託している。 ・建設局と港湾局との協定にもとづき、港湾局管理橋梁(25橋)の維持管理を行う。 ・港湾局管理1ヶ所を港湾局との協定に基づき、建設局が渡船の運航業務を受託している。 	建設局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担表		
						大阪府	特別区 各 区	連携
	南港ポートタウンに関する業務【一般会計】	<p>南港ポートタウンの住環境の確保のため、一般会計上次の事務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノーカーゾーン規制に伴う南港ポートタウン内への車両出入管理や一時賃駐車場の管理運営、南港ポートタウン住民や関係機関等との連絡調整など ・区役所サービスコーナー、郵便局等が入居する南港ポートタウン管理センターの管理運営、居住者用月極駐車場の管理運営など 	港湾局	任意		○		
	南港ポートタウンに関する業務【港営事業会計】	<p>南港ポートタウンの住環境の確保のため、港営事業会計上次の事務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノーカーゾーン規制に伴う南港ポートタウン内への車両出入管理や一時賃駐車場の管理運営、南港ポートタウン住民や関係機関等との連絡調整など ・区役所サービスコーナー、郵便局等が入居する南港ポートタウン管理センターの管理運営、居住者用月極駐車場の管理運営など 	港湾局	任意		○		
	南港ポートタウンに関する業務(道路管理)【一般会計】	<ul style="list-style-type: none"> ・南港ポートタウン内道路の維持補修、管理 ・南港ポートタウン内道路における行為許可、占用許可に関する事務など 	港湾局	任意		○		
	南港ポートタウンに関する業務(緑地管理)【一般会計】	<ul style="list-style-type: none"> ・南港ポートタウン内緑地の維持補修、管理 ・南港ポートタウン内緑地における行為許可、目的外使用許可など 	港湾局	任意		○		
	下水施設関連業務【港営事業会計】	<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲地区の下水施設の維持管理 ・夢洲地区の下水施設への接続に伴う排水協議など 	港湾局	任意		○		
	阪神国際港湾㈱への派遣業務【一般会計】	阪神国際港湾㈱は、外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するため、必要な施設の建設、賃貸及び管理運営や、港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業を主たる業務としており、大阪市の港湾施策と密接な関連を有しているため、職員を派遣。	港湾局	任意		○		
	大阪港埠頭ターミナル㈱への派遣業務【一般会計】	大阪港埠頭ターミナル㈱は、穀物、鉄鋼材等の市民生活に不可欠な物資の入出庫及び保管、貨倉庫事業を実施し、物資の安定供給の役割を主たる業務としており、大阪市の港湾施策と密接な関連を有しているため、職員を派遣。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務(大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム)【一般会計】	<p>大阪府と府内全市町村で構成する「一般財団法人関西情報センター」において共同調達しているスポーツ予約システムで、インターネット、携帯、エラブ、街頭端末機、電話等を通じて体育館、テニスコートなど大阪市内のスポーツ施設を対象とした総合ネットワークシステムの運用。(一般会計負担分)</p> <p>(港湾局所管施設:鶴浜緑地運動場、舞洲スポーツアイランド施設)</p>	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務(大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム)【港営事業会計】	<p>大阪府と府内全市町村で構成する「一般財団法人関西情報センター」において共同調達しているスポーツ予約システムで、インターネット、携帯、エラブ、街頭端末機、電話等を通じて体育館、テニスコートなど大阪市内のスポーツ施設を対象とした総合ネットワークシステムの運用。(港営事業会計負担分)</p> <p>(港湾局所管施設:鶴浜緑地運動場、舞洲スポーツアイランド施設)</p>	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務(準公営企業財務会計システム(港湾業務情報システム)(財務管理システム))【港営事業会計】	港営事業会計における収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの企業会計事務に関するシステムの運用。	港湾局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案	
						大阪府	特別区 各区 連携
	システム運用管理事務(準公営企業事業会計システム)(仮想統合基盤)【港営事業会計】	港営事業会計における収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの企業会計事務に関するシステムの運用。	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(港湾局所管道路橋梁総合管理システム)【一般会計】	次のデータを管理する港湾局所管道路橋梁総合管理システムの運用(一般会計負担分) ・道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調査、図面、工事完成図書等。 ・点検結果及び補修履歴等の維持管理情報を整備、占用物件の管理、災害時の被害状況及び通行止め情報などの災害時情報	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(港湾局所管道路橋梁総合管理システム)【港営事業会計】	次のデータを管理する港湾局所管道路橋梁総合管理システムの運用(港営事業会計負担分) ・道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調査、図面、工事完成図書等。 ・点検結果及び補修履歴等の維持管理情報を整備、占用物件の管理、災害時の被害状況及び通行止め情報などの災害時情報。	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(港湾統計管理システム)【一般会計】	港湾統計調査データ作成処理業務及び港湾統計資料等作成業務を行うためのシステムの運用(一般会計負担分)。	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(船舶動静情報管理・施設使用料管理・運航調整システム)【一般会計】	次の事務を行う船舶動静情報管理等のシステム運用管理事務(一般会計負担分) ・船舶の係留施設への着岸申請を受付け。 ・船席決定し登録するとともに、使用許可書及び使用料等納入通知書の発行。 ・特定区域間内における特定総トン数以上の船舶入出港の管理。	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(船舶動静情報管理・施設使用料管理・運航調整システム)【港営事業会計】	次の事務を行う船舶動静情報管理等のシステム運用管理事務(港営事業会計負担分) ・上屋、荷さばき地等の使用申請を受付け。 ・使用面積、使用期間を登録するとともに、使用許可書及び使用料等納入通知書の発行。	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(事業案検索システム)【一般会計】	・工事及び業務委託など、過去の事業案(仕様書・明細書・図面)のスキヤニングデータを検索閲覧するシステムの運用(一般会計負担分)。	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(事業案検索システム)【港営事業会計】	・工事及び業務委託など、過去の事業案(仕様書・明細書・図面)のスキヤニングデータを検索閲覧するシステムの運用(港営事業会計負担分)。	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(設計積算システム)【一般会計】	・公共工事の積算を行う設計積算システムの運用(一般会計負担分)	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(設計積算システム)【港営事業会計】	・公共工事の積算を行う設計積算システムの運用(港営事業会計負担分)	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(港湾業務情報システム基盤関連)【一般会計】	・府内情報ネットワーク以外で港湾局が運用する各種システムの共通資産の運用管理。(一般会計負担分)	港湾局	任意		○	
	システム運用管理事務(港湾業務情報システム基盤関連)【港営事業会計】	・府内情報ネットワーク以外で港湾局が運用する各種システムの共通資産の運用管理。(港営事業会計負担分)	港湾局	任意		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担表		
						大阪府	特別区 各 区	連携
	システム運用管理事務(海上測位システム)【一般会計】	港内の海上測量業務において、GPS位置情報と音響測深機の水深データをパソコンに取り込み、水深成果図を作成するシステムの運用	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務(工事台帳管理システム)【一般会計】	・請負工事等の事業案起案時の情報から、契約、完成及び支払い状況に係る全ての工事情報の共有、事務処理上必要な帳票の作成を行なうシステムの運用(一般会計負担分)	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務(工事台帳管理システム)【港営事業会計】	・請負工事等の事業案起案時の情報から、契約、完成及び支払い状況に係る全ての工事情報の共有、事務処理上必要な帳票の作成を行なうシステムの運用(港営事業会計負担分)	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務(測量業務システム)【一般会計】	測量計算、基準点計算、GPS計算、CADソフトを行なうシステムの運用(一般会計負担分)	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務(測量業務システム)【港営事業会計】	測量計算、基準点計算、GPS計算、CADソフトを行なうシステムの運用(港営事業会計負担分)	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務(道路管理システム(公益事業者用))【一般会計】	道路管理システムは、一般財団法人道路管理センターと道路管理者及び関係公益事業者により運営されるシステムで、道路管理者と公益事業者は、サーバー端末を道路管理センターのサーバーに接続することで、占用物件の現況データ入手と道路占用の許認可に利用している。	港湾局	任意		○		
公営住宅 (特定公共賃貸住宅等含む)	システム運用管理事務(土砂搬入管理システム)【港営事業会計】	大阪市の公共事業で発生した建設発生土を大阪港の埋立事業に活用するため搬入許可証の発行・土量の集計等搬入管理を行なうシステムの運用 (関係局)建設局、交通局、水道局	港湾局	任意		○		
	建築積算システム運用管理事務	本市が施行する公営住宅等建設事業に伴う工事積算システムの運用管理	都市整備局	任意		○		
市営住宅管理システム運用管理事務		本市が施行する公営住宅等維持管理業務に係るシステムの運用管理 システム開発・改修の企画及び実施	都市整備局	任意		○		
			都市整備局	要綱等	地方公共団体	○		
公社住宅事業	公社住宅事業に係る事務(地域優良賃貸住宅関連)	老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、地域優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助を実施するとともに、入居者に家賃減額を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。 旧の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき建設・管理している高齢者向け優良賃貸住宅についても、地域優良賃貸住宅関連として整理する。	都市整備局					
多様な世帯に対する居住支援	優良賃貸住宅建設資金融資制度に係る事務	市内に居住環境が良好で適正な家賃の住宅を供給するため、民間の土地所有者等が、本市の定める基準に適合した優良な賃貸住宅を建設する場合に、その建設資金の融資をあっせんする。 本制度に係る融資あっせんの受付は平成16年度末をもって終了しており、現在は継続分の返済期間(令和4年度予定)までの低利融資維持のため、金融機関への預託と償還管理を行っている。	都市整備局	要綱等	一般市	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						特別区	大阪府	各区
	子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業	既存住宅ストックの有効活用を図るとともに、新婚・子育て世帯の市内居住を促進する。 要件を満たす既存住宅ストックについて、オーナーが子育て世帯等の入居に資する改修工事をを行う場合、改修費の一部を補助する。	都市整備局	任意			○	
	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度に係る事務	市内で供給・建設される民間住宅をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得する新婚・子育て世帯を対象に、融資額の償還元金残高(2,000万円限度)に対し、年0.5%以内(融資利率を上限)の利子補給を5年間行うことにより、若い世代の市内定住の促進をはかり、活力あるまちづくりを進める。	都市整備局	任意			○	
	大阪市エコ住宅普及促進事業に係る事務	省エネルギー・省CO2に配慮された住宅の普及を促進するため、断熱性能の向上、創工不設備等の設置など一定の基準を満たす住宅の建設・改修計画を認定する。 また、平成25年度までに「大阪市エコ住宅」として認定を受けた住宅の購入・改修等にかかる融資に対する利子補給を行う。	都市整備局	任意			○	
	大阪市子育て安心マンション認定制度に係る事務	子育てに配慮した仕様の住戸と子育てを支援する環境を備えたマンションを認定し、広く内外に発信することにより、子育てに資する居住環境整備と子育て世帯の市内居住を促進する。	都市整備局	任意			○	
	大阪市ハウジングデザイン賞表彰制度に係る事務	魅力ある良質な都市型集合住宅を表彰し、その優れた面を明らかにすることにより、良質な都市型集合住宅に建設促進に資するとともに、広く市民及び住宅供給者の住宅に対する意識の高揚を図ることを目的とする。 公募による推薦住宅について書類・現地審査を行い、選考有識者会議において意見を聴取し表彰住宅を決定し表彰する。	都市整備局	任意			○	
	住まい情報センター事業に係る事務	市民の住生活の向上や市内居住の促進、市民の文化の向上に寄与することを目的に、住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策・公的住宅などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、不動産売買や建築・法律などの専門的な知識が必要とされる専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催や住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。 これらの事業実施においては、住まい・まちづくりに取り組む専門家団体やNPO等との協働・交流を促進する「住まい・まちづくりネットワーク」を活用し、居住地魅力の情報発信と総合的な住情報サービスの充実を図っている。 (所在地) 住まい情報センター(北区) 住まいのミュージアム(北区)	都市整備局	任意			○	
	住まい情報センター事業に係る事務(普及啓発等企画検討)	市民の住生活の向上や市内居住の促進、市民の文化の向上に寄与することを目的に、住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策・公的住宅などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、不動産売買や建築・法律などの専門的な知識が必要とされる専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催や住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。 これらの事業実施においては、住まい・まちづくりに取り組む専門家団体やNPO等との協働・交流を促進する「住まい・まちづくりネットワーク」を活用し、居住地魅力の情報発信と総合的な住情報サービスの充実を図っている。 上記にかかる事務のうち、地域の実情に合わせて、住まいに関する普及啓発等を行う事務。	都市整備局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					大都市特例等	特別区	大阪府 各区
	住まい情報センター管理運営システム運用管理事務	<p>住まい情報センター管理運営システムは、住まい情報センターにおいて住まいに関する相談への対応や情報提供を実施していくうえで、必要な情報をデータ化し、業務効率の向上を図るものであり、相談対応サブシステム、図書管理システムから構成されている。</p> <p>相談対応サブシステムは、住まいに関する電話相談、窓口相談の内容をデータベース化し、相談員が相談対応時に同種の相談を参照するなど、業務効率の向上を図るものである。</p> <p>図書システムは、住まい情報センターのライブラリー蔵書約11,000冊の管理や、利用者の登録、予約、資料の検索などに使用し、市民の利便性並びに職員の業務効率の向上を図るものである。</p> <p>これらとあわせて、ホームページ「おおさか・あんじゅネット」により、住宅関連情報や住まい情報センターが開催するセミナー等の情報発信を実施している。</p>	都市整備局	任意	○		
	マンション購入資金融資制度に係る事務	<p>大阪市内で供給される一定水準以上のマンションの購入を予定する者で、資金不足のためマンションを取得することが困難な者に対し、取得に必要な資金について、大阪市が金融機関に融資のあっせんを行い、マンションの取得の促進を図り、もって居住水準の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>本制度に係る融資あっせんの受付は平成16年度末をもって終了しており、現在は既融資分の返済期間(令和13年度予定)までの低利融資維持のため、金融機関への預託と償還管理を行っている。</p>	都市整備局	任意	○		
	大阪市優良建築物等整備事業等の維持管理に係る事務	<p>一定の要件を満たす民間マンションを建設する事業者に対して建設費の一部を補助する事業につき、平成19年度をもって新規採択を停止し、平成21年度で全ての補助事業を完了したが、現在は補助要件に基づいた適切な維持管理の状況を確認・指導する業務のみを行っている。</p>	都市整備局	任意	○		
	災害復興マンション購入資金融資制度に係る事務	<p>阪神・淡路大震災による被災者が、住宅金融支援機構の災害復興住宅購入資金融資を受けて市内のマンションを購入する場合に、その購入資金の低利での融資あっせんを行い、被災者の住生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>本制度に係る融資あっせんの受付は平成12年度末を終了しており、現在は、平成6~10年に受付した既融資分について、返済期間(平成36年度予定)までの低利融資維持のため、金融機関への預託と償還管理を行っている。</p>	都市整備局	任意	○		
	住宅転用支援事業にかかる事務	<p>建築ストックの有効活用を図るとともに、多様な都市居住ニーズに対応していくうえで、空きオフィス等の住宅転用(コンバージョン)を支援し、SOHO等の住宅供給を促進することは有効な手法の一つである。そのため、住宅転用に関する知識・経験を有する建築士事務所をコーディネーターとして登録している情報を提供する「住宅転用コーディネーター制度」を実施するとともに、転用に関するガイドブックを配布するなど、住宅転用を支援する情報提供や普及啓発事業を実施している。</p>	都市整備局	任意	○		
	若年世帯支援業務システム運用管理事務	「大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」、「大阪市エコ住宅普及促進事業住宅購入・整備融資利子補給」及び「大阪市新婚世帯向け家賃補助制度」において、受給者情報の入力・管理・通知書などの帳票出力、統計処理、各種照会用資料の作成及び補助事業の適正な執行を図るために、本システムによる業務を実施。	都市整備局	任意	○		
	住宅政策の企画立案に係る事務	住生活基本法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等をふまえ、住宅施策の企画立案や総合調整、大阪市住宅審議会の開催に向けた調整等を実施する。	都市整備局	任意	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
建築物の安全確保(耐震化促進等)	民間建築物におけるアスベスト対策の推進	アスベストによる健康被害に対する市民の不安を早期に解消するため、各種セミナー等を活用した啓発リーフレットの配布・送付を行うとともに、本市として把握に努めてきた、アスベスト対策が未実施である建物所有者等に対し、個別の働きかけをおこない、露出したアスベストの含有調査、除去等対策工事費用に対する補助等を行い、アスベスト対策に関する市民の意識の向上を図る普及啓発活動をおこなう。	都市計画局	要綱等	地方公共団体		○	
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく助成制度、普及啓発、耐震改修促進計画の策定及び特例の承認等に係る事務(普及啓発等企画検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物の耐震化を促進するため、民間建築物の建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に要する費用の助成などを行う。 ・民間建築物の耐震化を促進するため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発などをを行う。 ・地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することが必要であるため、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために計画を策定する。 ・都道府県耐震改修促進計画において特定入居者(認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者)に対する特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項が記載されている場合には、特定優良賃貸住宅の入居者を3か月以上確保できないことを条件として、特定優良賃貸住宅の認定事業者は都道府県知事(市の区域内にあっては、指定都市又は中核市長)の承認を受けて、当該特定入居者にその全部又は一部を賃貸することができるため、その承認に関する事務を行う。 <p>上記にかかる事務のうち、地域の実情に合わせて、民間住宅の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発を実施する事務。</p>	都市整備局	任意		○		
	建築物の耐震化促進に関する普及啓発等に係る事務(大阪市耐震改修支援機構関連)	<p>大阪市における民間木造住宅の耐震化を促進するため、公的団体や建築関係団体と連携し、平成20年に「大阪市耐震改修支援機構」を設立した。</p> <p>大阪市耐震改修支援機構では、耐震セミナー、イベントへの出展、耐震出前講座等の普及啓発活動の実施協力や、耐震診断・耐震改修の実績のある事業者の紹介等を行っている。</p>	都市整備局	任意		○		
	大阪市防災力強化マンション認定制度に係る事務	耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信することにより、災害に強い良質なマンションの整備を誘導し、防災性の向上を図る。	都市整備局	任意		○		
放置自転車対策	放置自転車管理システム運用管理	放置自転車管理システムの運用管理を行う。	建設局	任意		○		
管財事務	建設発生土の海上輸送中継基地用地の返還事業	建設発生土海上輸送中継基地が廃止になり、用地返還に伴う事業	都市整備局	任意		○		
	賃貸地(臨港地区外)の事務【一般会計】	<p>在来地のうち臨港地区外にある所管不動産の管理及び処分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨港地区外の賃貸借契約事務 ・土地賃料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化(測量、不動産鑑定など)など 	港湾局	任意		○		
	賃貸地(臨港地区内)の事務【一般会計】	<p>在来地のうち臨港地区内にある一般会計上の所管不動産の管理及び処分等。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨港地区内の賃貸借契約事務 ・土地賃料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化(測量、不動産鑑定、維持管理等)など 	港湾局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	
					特別区	連携
大阪府	各区					
	賃貸地(臨港地区内)の事務【一般会計】	在来地のうち臨港地区内にあり、港湾局業務と密接不可分と判断される一般会計上の所管不動産の管理等。 ・臨港地区内の賃貸借契約事務 ・土地賃料収納事務 ・土地の測量、維持管理 など	港湾局	任意		
空家等対策	空家等の利活用に関する事務(企画検討)	大阪市空家等対策計画(平成28年11月30日策定)に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用等のために必要な対策(補助事業、情報発信など)を講じる。 都市整備局としては、住宅の改修や除却、建替えの補助など空家等の利活用にも繋がる各種補助事業を実施するとともに、住まい情報センターとも連携し、空家活用に係る情報発信や相談対応等を行っている。 上記にかかる事務のうち、地域の実情に合わせて、アクションプラン等の策定にかかる支援や、空家の利活用等に関する施策を実施する事務。	都市整備局	任意		
内部事務	庶務関係業務	都市計画局企画振興部における庶務関係業務。	都市計画局	任意		
	庶務関係業務	都市計画局計画部における庶務関係業務。	都市計画局	任意		
	庶務関係業務	都市計画局開発調整部における庶務関係業務。	都市計画局	任意		
	庶務関係業務	都市計画局建築指導部における庶務関係業務。	都市計画局	任意		
	都市整備局総務関連事務	都市整備局における庶務、経理、契約及び企画関係事務を総括し、局内外の調整を行うほか、局総務部以外の部の主管に属しない事務を処理する。	都市整備局	任意		
	庶務関係業務【一般会計】	港湾局業務を実施するにあたり必要となる一般会計上の庶務関係業務。	港湾局	任意		
	庶務関係業務【港営事業会計】	港湾局業務を実施するにあたり必要となる港営事業会計上の庶務関係業務。	港湾局	任意		

《9. 都市基盤整備》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					特別区 各 区	大都市特例等 連携
道路事業	道路橋梁総合管理システムの運用管理	建設局が管理している道路・橋梁等の施設データ及び保全巡視業務等を一元的に管理。	建設局	任意	○	組
	道路資料閲覧コーナーの管理運営事務	本庁舎3階に「道路資料閲覧コーナー」を設置し、道路に関する情報を提供	建設局	任意	○	
	水辺の魅力向上事業(橋梁のライトアップ)	水辺の魅力向上として、橋梁のライトアップを実施する。	建設局	任意	○	
	街路防犯灯設置助成事業(本課)(制度管理)	区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 ・制度設計	建設局	要綱等	○	地方公共団体
	街路防犯灯設置助成事業	区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 【助成可否の判断(現場調査含む)・予算】	建設局	要綱等	○	地方公共団体
	街路防犯灯設置助成事業	区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 【設計・工事発注】	建設局	要綱等	○	地方公共団体
	道路施設広告事業関係業務	大阪駅前地下道及び阿倍野南北線公共地下通路、阿倍野歩道橋、京橋プロムナード等における広告事業関係(広告事業者募集、選定、契約、広告料收入手続き、広告審査)事務。	建設局	任意	○	
	道路管理システム運用管理事務	道路管理システムの運用管理を行う。	建設局	任意	○	一組
	道路台帳システム運用管理事務	道路台帳システムの運用管理を行う。	建設局	任意	○	一組
	測量CADシステム運用管理事務	測量CADシステムの運用管理を行う。	建設局	任意	○	
	工事積算システム運用管理事務	工事積算システムの運用管理を行う。	建設局	任意	○	組
	(一財)道路管理センターへの派遣事務	一般財団法人道路管理センターへの職員の派遣。	建設局	任意	○	
	大阪府警への派遣事務	・大阪府警へ職員の派遣。	建設局	任意	○	
	箕面市への派遣事務	・箕面市への派遣。	建設局	任意	○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	各区
	都市技術センターへの派遣事務(道路関係)	一般財団法人都市技術センターへ職員の派遣。	建設局	任意		○		
連続立体交差事業	道路と鉄道の立体交差化事業(阪急連立)	・連続立体交差事業は、地平を走る鉄道を連続的に高架化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、都市内交通の円滑化を図ると共に、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る。	建設局	要綱等	中核市	○		
駐車場	駐車対策事務	交通渋滞や交通事故等を誘発し、道路機能の低下をきたす違法駐車によって生じる課題について、対策案の検討や関係先との連絡調整を行う。	建設局	任意		○		
河川事業	一級河川の利活用促進事務	一級河川のうち、道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川において、河川法に基づく占用許可を受ける範囲内で利活用促進を行う事務。	建設局	任意		○		
公園事業	庶務業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	公園緑化部において、大規模公園【後方支援活動拠点等】等の管理運営を実施するために必要な一般事務(予算・決算業務、市会関係業務、秘書関係業務等)	建設局	任意		○		
	庶務業務[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	公園緑化部において、大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】・住区基幹公園等の管理運営を実施するために必要な一般事務(予算・決算業務、市会関係業務、秘書関係業務等)	建設局	任意		○		
	庶務業務(庁舎管理業務)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	公園緑化部並びに公園事務所における大規模公園【広域】等の維持管理業務を円滑に実施していくために必要な事務(公園事務所整備業務、維持管理用車両管理業務、維持管理用資機材管理業務、事業所業務の統括・調整業務等)	建設局	任意		○		
	庶務業務(庁舎管理業務)[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	公園緑化部並びに公園事務所における大規模公園【基礎】・住区等公園等の維持管理業務を円滑に実施していくために必要な事務(公園事務所整備業務、維持管理用車両管理業務、維持管理用資機材管理業務、事業所業務の統括・調整業務等)	建設局	任意		○		
	大阪市オーバス・スポーツ施設情報システム運用管理事務	大阪市オーバス・スポーツ施設情報システムの運用	建設局	任意		○		
	公園有料施設使用料収納事務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】の公園内有料施設使用料の毎月の歳入調定事務、使用料還付事務及び使用料滞納者に対する納入の督促等の事務。	建設局	任意		○		
	公園有料施設使用料収納事務[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等の公園内有料施設使用料の毎月の歳入調定事務、使用料還付事務及び使用料滞納者に対する納入の督促等の事務。	建設局	任意		○		
	公園ねこ適正監理サポーター制度(制度管理)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における市民と協働した公園内の飼い主のいい猫対策の制度管理	建設局	任意		○		
	公園ねこ適正監理サポーター制度(制度管理)[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における市民と協働した公園内の飼い主のいい猫対策の制度管理	建設局	任意		○		
	公園ねこ適正監理サポーター制度(本課)[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における市民と協働した公園内の飼い主のいい猫対策	建設局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					大阪府	特別区	大都市特例等
各区	連携						
公園ねこ適正監理サポート一制度(本課)[大規模公園[後方支援活動拠点等を除く]]	公園ねこ適正監理サポート一制度(本課)[大規模公園[後方支援活動拠点等を除く]]	大規模公園[後方支援活動拠点等を除く]における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策	建設局	任意			
	公園ねこ適正監理サポート一制度(本課)[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策	建設局	任意			
	公園・緑化事業計画関連業務[大規模公園[後方支援活動拠点等]]	大規模公園[後方支援活動拠点等]における「新・大阪市緑の基本計画」の進捗管理、緑の現況調査、その他公園緑化事業企画調査等	建設局	任意			
	公園・緑化事業計画関連業務[大規模公園[後方支援活動拠点等を除く]][住区基幹公園等]	大規模公園[後方支援活動拠点等を除く]及び住区基幹公園等における「新・大阪市緑の基本計画」の進捗管理、緑の現況調査、その他公園緑化事業企画調査等	建設局	任意			
	事業連携関係業務	各種関係団体及び市組織内の各局・各区等との連絡調整業務	建設局	任意			
	事業連携関係業務(PMO)	PMO事業者※や窓口である経済戦略局との連絡調整業務 ※PMO事業者：民間の柔軟かつ優れたアイデアや活力を活かし、総合的かつ戦略的に公園全体と公園施設を一体管理する「パークマネジメント事業」を実施する事業者	建設局	任意			
	道路橋梁総合管理システム運用管理事務(公園)	道路橋梁総合管理システムの運用	建設局	任意			
	工事積算システム運用管理事務(公園)	工事積算システムの運用	建設局	任意			
	水辺の魅力向上(公園)	中之島公園、福島浜緑道の公園照明灯の改善	建設局	任意			
	公園愛護会制度(制度管理)	公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務における制度設計	建設局	任意			
公園愛護会制度(交付金交付等)[大規模公園[後方支援活動拠点等]]	公園愛護会制度(交付金交付等)[大規模公園[後方支援活動拠点等]]	大規模公園[後方支援活動拠点等]における公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務	建設局	任意			
	公園愛護会制度(交付金交付等)[大規模公園[後方支援活動拠点等を除く]][住区基幹公園等]	大規模公園[後方支援活動拠点等を除く]及び住区基幹公園等における公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務	建設局	任意			
	美化功労者表彰(制度管理・市长表彰)	公園における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、市長表彰を実施。また、制度管理を実施。	建設局	任意			
美化功労者表彰(区長表彰)[大規模公園[後方支援活動拠点等]]	美化功労者表彰(区長表彰)[大規模公園[後方支援活動拠点等]]	大規模公園[後方支援活動拠点等]における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、表彰を実施。	建設局	任意			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					特別区	大都市特例等
	美化功労者表彰(区長表彰)[大規模公園[後方支援活動拠点等を除く]][住区基幹公園等]	大規模公園[後方支援活動拠点等を除く]及び住区基幹公園等における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、表彰を実施。	建設局	任意	○	
	児童遊園活動費補助・整備費補助事業	都市公園法による街区公園の補完的施設として、地域住民で組織する団体等が取り組む事業に対して補助金の交付及びに要綱の管理業務。	建設局	任意	○	
下水道事業	都市技術センターへの派遣事務(下水関係)	一般財団法人都市技術センターへ職員の派遣。	建設局	任意	○	
	日本下水道協会への派遣事務	・公益財団法人日本下水道協会へ職員の派遣	建設局	任意	○	
	日本下水道事業団への派遣事務	・地方共同法人日本下水道事業団へ職員の派遣	建設局	任意	○	
水道事業	災害応援派遣事務	東日本大震災被災地への災害応援派遣事務	水道局	任意	○	
	株式会社 大阪水道総合サービスへの派遣	株式会社大阪水道総合サービスへの派遣事務	水道局	任意	○	
内部事務	建設局業務の総合企画、調査	・建設局が所管する道路、河川、下水道、公園の各事業の総合的な企画及び調査。 ・御堂筋の道路空間再編やデザイン検討を実施。	建設局	任意	○	
	局横断事業等の計画策定・調整事務	局横断的又は他局等と連携して取り組む事業などの事業計画策定、関係部署・機関との調整業務。	建設局	任意	○	
	防災関連事務(河川除く)	・建設局における防災計画の策定、方針の見直し及び各種訓練等の実施業務。 ・災害対策会議等に係る建設部事務局としての企画、運営、連絡調整、資料作成業務。	建設局	任意	○	
	地下街防災推進事業関係業務	地下街管理者が行う安全対策に対し、国と協調してその費用の一部を補助するものである。 予算要求、関係先との連絡調整及び補助金交付等に関する事務	建設局	要綱等	○	地方公共団体
	クリスタ長堀(株)の監理事務 予算・決算、その他必要事項の連絡調整業務	建設局において、クリスタ長堀株式会社の監理事務として、予算・決算、その他必要事項の連絡調整業務を実施している。	建設局	任意	○	
	建設局事業にかかる庶務業務全般	建設局事業にかかる庶務全般。	建設局	任意	○	
	建設局事業にかかる庶務業務全般	建設局事業にかかる庶務全般。 (工営所関連)	建設局	任意	○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各 区	連携
	建設局事業にかかる庶務業務全般	建設局事業にかかる庶務全般。 (工営所移管分)	建設局	任意			○	

《10. 住民生活》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大都市特例等	特別区
大阪府	各区	連携				
不当景品類及び不当表示防止法にかかる監視規制業務等	消費者の安心安全の確保に関する事務(立入り調査)	消費者安全法の施行に必要な限度において、事業者に対し、生命身体事案・財産被害事案に係る報告徵収・立入調査を行う。※消費者庁長官からの意向調査への同意により、権限の委任を受ける。	市民局	任意		○
安全なまちづくりの推進	地域安全防犯対策の推進に関する事務	地域の安全防犯対策に向け、 ・防犯・暴力追放運動の支援(市保護司会連絡協議会、防犯協会への補助) ・自転車安全利用促進・交通安全運動事業(府、堺市、府警との合同の春・秋の広報啓発、自転車安全利用促進イベント・ロゴマーク等) ・犯罪被害を防止する安全なまちづくりの推進(市の統計冊子、安全ガイドブック作成等) 【区との役割分担】 ○局は、府警本部や府交通対策協議会、防犯協会等との連携に関する事業 ○区は、地元警察署や地元地域活動協議会等との連携に関する事業	市民局	任意		○
	青色防犯パトロール車両の貸出事務	市民局所管の青色防犯パトロール車両を区役所へ貸与し、区の地域安全防犯業務に活用する。平成29年度には車両を区へ移管予定。	市民局	任意		○
	ミナミ活性化協議会に関する事務	○大阪ミナミの環境浄化と環境美化を推進するとともに、健全で魅力あるまちづくりを進めることにより、ミナミを安全で誰もが安心して楽しむことができるまちにするため、行政、地元及び経済団体によって平成17年に設立。 【主幹団体】 大阪府、大阪市、大阪府警察、ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会、大阪商工会議所、一般社団法人 関西経済同友会	市民局	任意		○
	「客引き行為等の適正化に関する条例」の運用管理事務	・客引き行為等の適正化に関する条例に基づき、客引き行為等禁止区域を指定し、原則として、そのエリア内では客引き行為等を禁止し、違反者には罰則を適用する。 【事務内容】 ・条例の運用(解釈など制度管理)・禁止区域の設定・罰則の適用 等	市民局	任意		○
	客引き行為等適正化指導員の配置等に関する事務	・客引き行為等の適正化に関する条例に基づき、客引き行為等禁止区域を指定し、原則として、そのエリア内では客引き行為等を禁止し、違反者には罰則規定を適正に運用するため、指導員を配置して、巡回指導を行う。 【事務内容】 ・巡回指導員の雇用・配置業務	市民局	任意		○
	子どものための「見守りカメラ」設置事業	昼夜間問わず24時間作動し、犯罪抑止効果の高い、子どものための「見守りカメラ」を設置(平成28年度350台予定)し、市民が安心して暮らせるまちをめざす。	市民局	任意		○
	指定区における夜間の青色防犯パトロールの実施に関する事務	市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、地域の自主防犯団体では実施が困難な時間帯を行政が補完する。民間事業者に委託して、区CM指定区において活動員2人1組で青色防犯パトロール車両により夜間の防犯パトロールを実施。経路等は区と調整を行う。 【平成28年度予算】福島区、此花区、中央区、港区、天王寺区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、東住吉区(左記以外は、区へ移管済) 「局」…予算措置・区への配置、委託業者の選定、委託費の支出 「区」…パトロール経路の調整	市民局	任意		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	
					大阪府	特別区
	指定区における夜間の青色防犯パトロールの実施に関する事務(区)	市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、地域の自主防犯団体では実施が困難な時間帯を行政が補完する。民間事業者に委託して、区CM指定区において活動員2人1組で青色防犯パトロール車両により夜間の防犯パトロールを実施。経路等は区と調整を行う。	市民局	任意		
	地域防犯対策事業の推進に関する事務	・各区役所独自の地域特性に応じた安全なまちづくり啓発事業の実施及び青色防犯パトロール車両の維持管理に関して予算の配付等を行う。 【平成28年度予算】中央区のみ(左記以外は、区へ移管済み) 【局】予算措置、車両共済保険の契約 【区】安全なまちづくり啓発事業の実施。実際の車両維持	市民局	任意		
	地域防犯対策事業の推進に関する事務(区)	・各区役所独自の地域特性に応じた安全なまちづくり啓発事業の実施。青色防犯パトロール車両の維持管理。	市民局	任意		
地域活動の支援等	地域振興に関する事務(全市的事項)	区役所が行う地域振興事業に関して、区役所からの相談受付けやアドバイスなど支援等を行う。 【支援例】 ①市災害ボランティアセンター運営に関すること ②大規模災害時の義援金の受付に関すること ③日本赤十字社との連絡調整に関すること ④叙勲、褒章、知事表彰等の国・府と区との調整に関すること ⑤市地域振興会との意見交換等に関すること ⑥飯山市との市民交流都市に関すること ⑦区の花維持管理(顕彰碑の管理)に関すること ⑧大阪市歌の管理運営に関すること ⑨ワンルームマンション建設時の事前協議に関すること ⑩大規模建築物建設時の事前協議に関すること	市民局	任意		
	地域振興に関する事務(地域的・事項)	区役所が行う地域振興事業に関して、区役所からの相談受付けやアドバイスなど支援等を行う。 【支援例】 ①市民活動の場の提供のあり方の整理に関すること ②区役所職員と団体とのつきあい方の整理に関すること ③町内会・自治会の加入促進への支援に関すること ④コミュニティ活性化のためのワーキングの事務局	市民局	任意		
	区役所附設会館指定管理者選定にかかる事務	・区役所附設会館の指定管理者選定にかかり、外部有識者で構成する選定委員会の開催を行ったり、指定管理者から提出される事業報告に基づき、毎年外部有識者からの意見を踏まえ管理運営状況に関する評価を行う事務	市民局	任意		
	区役所附設会館スケジュール管理システム運用管理事務	区役所附設会館はコミュニティ活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらに多様な市民協働の拠点として利用される場である。市民の利便性向上を図るために当該システムを導入し、そのシステムの改修などの管理運用事務。	市民局	任意		
	地域力担当庶務	地域力担当各グループの庶務	市民局	任意		
	大阪市市民活動推進審議会の運営事務	大阪市市民活動推進条例に基づき、本市の市民活動の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議を行う大阪市市民活動推進審議会の庶務を担う。	市民局	任意		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	各区
	コミュニティビジネス等促進事業 (協働型事業委託に関すること)	市民・市民活動団体向け支援メニューを提供することで、地域資源が循環する活力ある地域社会づくりをめざす ○協働型事業委託の実施に関すること 第三者会議の開催(局事業) ラウンドテーブルの開催(区CM事業)	市民局	任意		○		
	職員づくり・体制づくり(区役所職員を対象とした研修)	区役所職員に対し、市民協働に関する理念や専門的ノウハウに関する研修を行う ①市民協働職員研修 ②CB/SB職員研修	市民局	任意		○		
	新たな地域コミュニティ支援事業にかかる支援	中間支援組織(各区まちづくりセンター)の活用について、各区共通事業や区間連携に関することを担当 ①区事業実施に対する全般的支援(委託仕様書における各区共通記載内容の提案、事業者選定会議開催支援など) ②受託者等による事業の実施状況の評価 ③各区間の情報共有の場としての連絡調整会議の開催 ④中間支援組織のあり方検討に関する支援	市民局	任意		○		
	地域活動に向けた区役所職員への支援	地域活動の推進に取組む区役所職員の情報の共有化や課題解決に向けたアドバイスの実施など区における地域活動支援業務が円滑に進むよう支援を行う。 ①24区を5グループに分けたうえで、それぞれのグループを担当するためのチームを編成し、各区の事業実施状況や区が抱える課題などを、より詳細に把握 ②「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱」の所管部署として、各区が地域活動協議会補助金を適切に運用できるよう支援 ③区間の情報共有及び局との連携促進を目的とした「市民協働課長会議」の事務局業務	市民局	任意		○		
	コミュニティビジネス等促進事業	市民・市民活動団体向け支援メニューを提供することで、地域資源が循環する活力ある地域社会づくりをめざす ①市民向けCB講座 ②市民活動団体向け講座 ③モデル事業サポート ④専用ホームページ(CB情報局)等を通じたCB啓発 ⑤優秀なCB事業に対する市長賞の贈呈等	市民局	任意		○		
	大阪市市民活動総合支援事業	大阪市市民活動推進条例のもと、市民活動に関する総合相談窓口を設置するとともに、市民活動に関する支援策を総合的に把握・事業間連携を進める。 ①総合的な相談受付・情報提供窓口の運営 ②資源情報の発掘・収集・発信 ③活動主体の連携促進 ④関連事業間連携・課題の整理分析	市民局	任意		○		
	地域公共人材開発事業	多様な活動主体間の合意形成や活動の発展を支援する専門性の高い人材(地域公共人材)を養成・派遣する仕組みを構築する。 ①地域公共人材養成プログラムの運営(約半年間) ②地域公共人材バンク登録者募集(年1回) ③地域公共人材バンク運営(リーダー会議等年6回程度) ④地域公共人材の派遣調整及び派遣業務の管理 以上、委託事業として実施 ⑤派遣受付及び委託団体との派遣調整 ⑥派遣に伴う計理事務	市民局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表		
					大阪府	特別区	大都市特例等
各区	連携						
地域資源の循環に向けた事務	①各区におけるCB/SB化・社会的ビジネス化への支援・取組の検証事例集やe-ラーニングの作成等CB/SBに関する情報提供、各区の取組実績の把握と共有など ②ICTを活用した市民とのコミュニケーションに関する各区の取組事例の把握と共有、「大阪から考えるCivicTech」の展開 ③マルチパートナーシップの拡大、企業との連携に向けた情報収集及び各区との共有 ④各区を対象とした事例共有会の開催 ⑤活動情報・支援情報等の発信による区・地域への支援・facebookによる情報発信など	市民局	任意		○		
区政推進基金に関する事務	大阪市区政推進基金の管理	市民局	任意		○		
市民活動推進助成事業	市民・企業等からの寄附金を活用し、市民活動団体の公益性の高い事業に対し助成を行う ①市民・企業からの寄附募集・基金積立て(クリック募金等)(随時) ②助成事業のサポート及び進捗管理(中間報告・年度末報告、各1回) *各助成団体の取組み視察、活動情報のFB等による発信など ③助成事業の募集・選考等 ④助成事業運営に関する第3者会議の開催・運営(年3回程度) ⑤役所職員や各区まちづくりセンター職員からの相談対応(随時)	市民局	任意		○		
クリック募金システム管理運用事務	・「大阪市市民活動推進助成事業」への寄附を継続的に受入れる仕組みとして「市民活動のためのクリック募金」ホームページを開設し、クリック募金に協賛いただける企業等を募集している。 ・インターネットユーザーが、ホームページ内に掲載される協賛企業等のバナーをクリックするたびに、1クリックにつき3円を協賛企業がインターネットユーザーに代わって区政推進基金(市民活動団体支援型)へ寄附を行う仕組み。	市民局	任意		○		
市民活動保険事業	本市関連事業にボランティア参加される市民の方向けに「ボランティア保険」に加入、市民の皆さんに安心して市民活動に参画できる環境を整える。 ・市民局において、本市の登録事業を募集(平成28年度:約1,000)し、一括して加入(市民が個別施策で加入手続き不要)	市民局	任意		○		
地域集会施設の整備関係事務(制度管理)	・心のふれあうあたたかい近隣社会の形成に資するために、地域住民団体が行う地域集会施設の設置・改修整備に要する経費の一部を補助する。 ・補助基準の作成等制度管理業務	市民局	任意		○		
地域集会施設の整備関係事務(補助審査)	・心のふれあうあたたかい近隣社会の形成に資するために、地域住民団体が行う地域集会施設の設置・改修整備に要する経費の一部を補助する。 ・補助審査・補助金の交付業務	市民局	任意		○		
窓口サービスに関する事務	印鑑登録証明事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う印鑑登録証明に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うものである。	市民局	任意	○		
	印鑑登録証明事務(区)	印鑑登録原票の整備、登録申請の受け付け、印鑑登録証明書の交付等印鑑条例に基づく事務を行うものである。	市民局	任意	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					特別区	大・阪府	各・区
	民刑事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う民刑事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	任意		○	
	民刑事務(区)	民刑事務に関する各名簿の調製、同名簿に基づく照会回答等の事務を行うものである。	市民局	任意		○	
	住民情報に関する行政証明事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住民情報に関する行政証明事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	任意		○	
	住民情報に関する行政証明事務(区)	戸籍や住民基本台帳に関連のある情報について、法律を根拠とせず本市が任意に証明する事務(戸籍廃棄証明、独身証明、不在住証明等)を行うものである。	市民局	任意		○	
	住民基本台帳カードの利用登録事務	住民基本台帳カードの利用登録事務について、同システムを適切に運用・管理し、コンビニ交付サービスを利用できるようにすることにより市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意		○	
	住民基本台帳カードの利用登録事務(区)	住民基本台帳カードのコンビニ交付サービス利用登録等、住民基本台帳カードの利用に関する条例に基づく事務を行うものである。 なお、カードの新規発行は平成27年12月に終了しているが、期限は10年間。	市民局	任意		○	
	住民票の写し等の交付に係る本人通知事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う本人通知に関する事務について、本市各区における事務取扱いの調整・通知等を行うものである。	市民局	任意		○	
	住民票の写し等の交付に係る本人通知事務(区)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う本人通知に関する事務について、本市各区における事務取扱いの調整・通知等を行うものである。	市民局	任意		○	
	住民情報グループにおける庶務関係事務	戸籍事務・住民基本台帳事務等で共通で使用する統一請求用紙や書籍等の購入等	市民局	任意		○	
	郵送事務処理センターに係る事務	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、郵送事務処理センターにおける、住民票の写し、戸籍謄本、印鑑登録証明書、行政証明書等の交付等	市民局	任意		○	
	本庁舎及び区役所における専門相談窓口に関する事務	市民生活上の問題で、法律その他専門的な知識を要するものについて、本庁舎及び各区役所において、市民の相談に応じることによって、市民福祉の増進に寄与することを目的とし、大阪弁護士会、大阪司法書士会への業務委託契約などにより専門相談体制を構築。	市民局	任意		○	
	点字自動読取装置設置事務	ノーマライゼーションの観点から、視覚に障がいのある市民に対し、区役所からの情報を円滑に提供するため、点字プリンタを設置する。 ⇒局でプリンタのリース契約を行い、各区で設置	市民局	任意		○	
	区政支援に関する事務(窓口改善関係)	区政支援に関する事務のうち、各区窓口業務の改善に関するもの。 ・郵便局を活用した証明書の交付サービス ・窓口サービス格付け	市民局	任意		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
市区町村との連絡調整	区役所住民情報業務等民間委託事務(広域調整)	区役所の住民情報業務等の民間委託化により、区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営を図ることを目的として、制度企画を実施。 ・委託契約の発注・運用をめぐる「標準モデル」の作成 ・窓口業務の民間活用をめぐる法制度」に関する連絡調整	市民局	任意		○		
	区役所住民情報業務等民間委託事務	区役所の住民情報業務等の民間委託化により、区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営を図ることを目的とし、区の事務執行を支援。 ・事業者公募時の選定業務の実施、予算措置(法的観点における連絡調整及び標準モデル作成以外)	市民局	任意		○		
	住民基本台帳関係事務にかかるシステム運用管理事務	住民基本台帳関係事務について、台帳・原票等情報を電子データとして登録し、台帳作成・証明書発行など住民基本台帳関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって住民基本台帳関係事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			○	一組
	外国人の在留管理事務にかかるシステム運用管理事務	外国人(中長期在留者・特別永住者)の在留管理事務について、届出・申請情報を電子データとして登録し、法務省との電子情報連携など在留管理事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって在留管理事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			○	二組
	公的個人認証サービス事務にかかるシステム運用管理事務	公的個人認証サービス事務について、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用して都道府県との電子証明書情報のやりとりなど公的個人認証サービス事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって公的個人認証サービス事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			○	組
	戸籍関係事務にかかるシステム運用管理事務	戸籍関係事務について、戸籍関係情報を電子データとして登録し、戸籍記載・証明書発行など戸籍関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって戸籍関係事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			○	一組
	民刑事務にかかるシステム運用管理事務	民刑事務について、民刑事事に関する各名簿を電子データとして登録し、民刑事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって民刑事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			○	一組
	住基ネットワークシステム運用管理事務	住基ネットとは、地方公共団体の共同システムとして居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、「基本4情報」(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号等により全国共通の本人確認を可能とするシステムであり電子行政の基盤となるものである。	市民局	任意			○	一組
市区町村との連絡調整	印鑑登録証明事務(広域機能調整分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う印鑑登録証明に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うものである。	市民局	任意		○		
	民刑事務(広域機能調整分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う民刑事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表	
					大都市特例等	特別区
大阪府	各区	速携				
特定の区の地域関連事業の実施	ポートピア梅田環境整備事業補助金に関する事務	大阪市地域活性化事業基金の管理(平成29年度予算から区予算に移管済み)	市民局	任意		
サービスカウンター(SC)における住民サービス事務	印鑑登録証明事務(SC)	サービスカウンターにおける、印鑑登録証明の交付	市民局	任意		
	住民情報に関する行政証明事務(SC)	サービスカウンターにおける、行政証明書の交付等	市民局	任意		
	市政案内事務(SC等)	サービスカウンターにおける、市政情報の提供に関する事務	市民局	任意		
他自治体・他機関との連絡・協力関係事務	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務	総務省通知に基づく震災避難者情報について、(1)本市各区内における事務取扱いの調整・通知、(2)各区内で受けた震災避難者情報の集約・管理・避難元自治体への提供等を行うものである。	市民局	要綱等	一般市	
	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務(区)	総務省通知に基づく震災避難者情報について、震災避難者情報の提供受けを行うものである。	市民局	要綱等	一般市	
	被仮放免者情報の管理に関する事務	法務省事務連絡に基づく被仮放免者情報について、(1)法務省から提供される被仮放免者情報の収受・管理、(2)被仮放免者へ提供する行政サービスを所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	要綱等	一般市	
区庁舎等の整備・改修	区庁舎の整備関係事務	・区役所庁舎の老朽化や庁舎環境改善を図るために改修を行う。	市民局	任意		
	区役所附設会館改修・整備に関する事務	・区役所附設会館は、多数の市民が来館する施設であるため、市民の安全確保や快適な利用を妨げないように常に良好な状態を保つため各種工事を実施する業務 ・コミュニケーション活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらに多様な市民協働の拠点として、各区の特徴・利用者ニーズを踏まえ効果的、効率的な区民センター整備を進める業務	市民局	任意		
	未利用地・もと施設にかかる維持管理・商品化等に関する事務	・大阪市未利用地活用方針に基づき、所管する未利用地や区役所等跡地の売却処分又は資産の有効活用を行うため、転活用や売却処分等に向けた条件整備を進める。 ・市民交流センター閉館後の施設(9館)において、安全性を確保するとともに、良好に維持管理を行う。 ・もと男女共同参画センター北部館の今後の有効活用策の検討を進めながら暫定的に施設を維持管理していく。	市民局	任意		
男女共同参画事務	男女共同参画の推進に関する事務	「大阪市男女共同参画推進条例」、「大阪市男女共同参画基本計画－第2次大阪市男女きらめき計画－」に基づき、男女共同参画の視点に立った施策を全局的に推進するとともに、市民、事業者と協働した取組を展開する。 ・男女共同参画施策の総合的な推進に関する事務(男女共同参画審議会の運営等) ・男女共同参画基本計画の策定、年次報告 ・男女共同参画苦情処理制度の運用	市民局	任意		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	各区
	男女共同参画の推進に向けた普及啓発事務	<p>男女共同参画社会の推進に向けた普及啓発業務を、プロポーザル方式で委託業者を選定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民まつりにおけるブース出展 ・クレオ大阪と連携した講演会・ワークショップの開催・男性の意識啓発事業 ・その他、男女共同参画週間(6月23~29日)や、女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~25日)での啓発 	市民局	任意		○		
	女性の活躍促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から3年間、「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」に基づく取組みを総合的かつ集中的に推進。 ・平成29年度以降は、「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」を継承し、新たに策定された「大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～」に則った取組みを行っていく。 ・社会の様々な分野において、女性がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とする。 	市民局	任意		○		
	男女共同参画センター管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現をめざす施策の推進拠点として、市内5カ所に男女共同参画センターを設置・運営するもので、平成18年4月からは指定管理者制度を導入し、指定管理者との間で各種業務(情報提供・啓発・セミナー・ネットワーク支援・女性のチャレンジ支援・調査研究・相談・施設管理など)についての調整・指導を行う。 ・平成27年度 北部館を北区に移転し、子育て活動支援館として多機能化。 ・平成28年度 西部館にこども文化センターを移転し複合化。 ・男女共同参画センターの改修、補修工事業務を実施。 <p>【施設名等】クレオ大阪中央館(天王寺区)、子育て活動支援館(北区)、西部館(此花区)、南部館(平野区)、東部館(城東区)</p>	市民局	任意		○		
	男女共同参画センター情報提供システム運用管理事務	男女共同参画センター情報提供システム運用経費については、指定管理代行料の中で実施。(施設利用・各種講座・クレオ蔵書管理についてのシステム保守等経費)	市民局	任意		○		
男女共同参画事務(DVに関する事務・一時保護)	ドメスティック・バイオレンス等対策事業	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者やストーカー被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援等を行う。</p> <p>【事務内容】</p> <p>①DV被害者の安全確保に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が加害者からの暴力等で身体・生命の危険がある場合に、市社会福祉施設を活用して緊急一時保護(2週間以内)しており、その施設の運営委託を支出 <p>②配偶者暴力相談支援センター運営事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターの運営に関する経費(直営)DV被害者の移送時や保護命令申請等の裁判所への同行対応を行う安全管理員として非常勤嘱託員1名を雇用等(委託)センターにおける相談受付、一時保護施設入所者のカウンセラー等の派遣等 	市民局	任意		○		
緊急母子一時保護事業(DV対策に係る一時保護所の確保)	緊急母子一時保護事業に関する事務	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・保護施設への委託	こども青少年局	任意		○		
緊急母子一時保護事業(DV対策に係る相談窓口)	緊急母子一時保護事業に関する事務(区)	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・入所相談・決定・支援	こども青少年局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	
					特別区	大阪府 各区
消費者の安心安全の確保	消費者の安心安全の確保に関する事務(事業者指導、勧告等)	大阪市消費者保護条例に基づいて各種基準等を定め、事業者に対して遵守等の指導や啓発を行うことにより、商品の表示や包装の適正化を図る事務を行う。 ・単価表示、過大包装基準、商品の品質表示基準 ・不当な取引行為の禁止	市民局	任意		
	PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)端末類の管理事務	国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステムを利用し、本市の消費者相談内容を入力して情報提供とともに、全国の消費者相談情報を本市の相談業務に活用する。 本システムは、国民生活センターが所有し、大阪市は端末類の貸与を受けている。	市民局	任意		
雇用施策の推進 (一時相談等以外の事務)	大阪労働局・大阪府との連絡調整事務(雇用対策会議等)	・大阪働き方改革推進会議等への参画など、大阪労働局や府等と連携した雇用施策の検討・実施に関する事務。	市民局	任意		
	就業支援事業に対する補助事務	・就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員等とする団体が、会員等の協力のもと実施する就業支援事業に対する補助金の交付に関する事務。	市民局	任意		
雇用施策の推進 (一時相談や地域の福祉施策と一緒にで実施することで効果發揮できる事務など)	市域の雇用施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務	・勤労市民対策、労働関係機関及び労働団体との連絡調整その他労働関係施策の推進に関する事務。 ・本市における雇用施策の総合的かつ効果的な推進に向け、施策推進にかかる諸課題について幅広く意見を聴取するため設置された懇話会運営に関する事務。 (雇用施策の各種制度や相談、啓発等の企画業務) ・労働・職業に関する情報の収集・整理。	市民局	任意		
	「しごと情報ひろば」の運営に関する事務(对外調整等制度管理事務)	・「しごと情報ひろば」を設置し、地域の若年者・中高齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」を対象に、地域に密着した職業相談・紹介事業を実施。 ・「しごと情報ひろば天下茶屋」、「しごと情報ひろば西淀川」、「しごと情報ひろば平野」では「ハローワーク」との一体的運営により、「しごと情報ひろばクレオ大阪西」、「しごと情報ひろばマザーズ」では独自に開拓した求人情報により、就職活動をサポート。 上記事務を実施するにあたり、国や府への申請・実施報告、会検対応など他機関との調整業務	市民局	任意		
	「しごと情報ひろば」の運営に関する事務(運用事務)	・「しごと情報ひろば」を設置し、地域の若年者・中高齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」を対象に、地域に密着した職業相談・紹介事業を実施。 ・「しごと情報ひろば天下茶屋」、「しごと情報ひろば西淀川」、「しごと情報ひろば平野」では「ハローワーク」との一体的運営により、「しごと情報ひろばクレオ大阪西」、「しごと情報ひろばマザーズ」では独自に開拓した求人情報により、就職活動をサポート。 【施設名】しごと情報ひろば天下茶屋(西成区)、西淀川(西淀川区)、平野(平野区)、クレオ大阪西・マザーズ(此花区)	市民局	任意		
地域就労支援事業に関する事務(对外調整等制度管理事務)	・働く意欲、希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えている雇用・就労に結びつきにくい求職者(就職困難者)を対象に、大阪市地域就労支援センター(A'ワーク内)及び一部の区役所において就労相談を実施。 ・大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。 上記事務を実施するにあたり、国や府への申請・実施報告、会検対応など他機関との調整業務	市民局	任意			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各 区	連携
	地域就労支援事業に関する事務 (運用事務)	<ul style="list-style-type: none"> ・働く意欲、希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えている雇用・就労に結びつきにくい求職者(就職困難者)を対象に、大阪市地域就労支援センター(A'ワーク内)及び一部の区役所において就労相談を実施。 ・大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。 	市民局	任意		○		
	若者・女性の就労支援に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者への委託により、若者・女性の働く意識、モチベーションを高め、就職に結びつけることで就業率を向上させることを目的とする地域ニーズに即応した事業の実施に関する業務。 	市民局	任意		○		
人権施策の推進	人権施策の総合的な推進に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ①人権施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関すること ・人権施策推進審議会の運営 ・人権行政推進計画の市民・職員への周知・浸透 ②同和問題の解決に向けた施策の統括及び連絡調整に関すること 	市民局	任意		○		
	各種人権課題にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の支援に関する事務 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務 北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に関する事務 	市民局	任意		○		
	多文化共生施策の推進に関する事務【企画立案等】	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪市外国籍住民施策基本指針」に基づき、大阪市全体での多文化共生施策の総合的な企画・調整、進捗管理、並びに区横断的な課題に対する支援を行う。 ① 多言語資料等情報提供 ② フェイスブックやHPによる情報発信 ③ 多文化共生にかかる実務担当者研修 ④ 多文化共生施策にかかる専門家等への意見聴取 ⑤ 多文化共生施策の推進体制の整備 	市民局	任意		○		
	多文化共生施策の推進に関する事務【普及啓発】	<ul style="list-style-type: none"> 区の特性に応じた多文化共生のまちづくりに向けた多様な取組みを進めていくよう、区の状況に応じた支援を行っている。 ① 多文化共生の場づくり・人づくり推進事業 ② 多文化共生地域協働サポート事業 ③ 多様な視点での多文化共生に関するセミナー等 	市民局	任意		○		
	ヘイトスピーチへの対処に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づく措置等、適切かつ円滑な制度運用を通じて、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図る。 ・条例に基づく申出等の受付 ・申出等に基づく諮詢 ・ヘイトスピーチ審査会の運営 ・答申を踏まえた措置及び公表の実施 ・広報啓発(条例の周知や国と連携したポスター掲示など) 	市民局	任意		○		
	人権啓発・相談センターの運営及び研修事務	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発・相談センターの運営(庶務事務) ・すべての職員が人権尊重の視点から業務を遂行できるような職員啓発 	市民局	任意		○		
	人権相談に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所や専門相談機関との連携強化を図り、広範な人権侵害に対して真に救済につなげる人権相談事業<相談部分は公募型プロポーザルにより選定、委託して相談員を配置> 	市民局	任意		○		
	地域密着型市民啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした啓発の担い手として活動している人権啓発推進員の資質向上のために研修等を委託して実施 	市民局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担表		
						大阪府	特別区	各 区
市民啓発広報事業	市民啓発広報事業	さまざまな媒体等を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただく人権啓発広報事業 ・人権啓発映像ソフトの購入(センターで貸し出し) ・人権だより「KOKOROねっと」の発行(年4回)等	市民局	任意		○		
	参加・参画型啓発事業	市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する参加・参画型の啓発事業を実施 ・人権に関する作品募集の募集 ・法務省からの受託による「人権の花運動」による球根等の配布 ・Jリーグセレッソと連携した啓発事業(委託)	市民局	任意		○		
	企業啓発推進事業	・企業・事業者等における人権啓発や人権研修を支援する各種研修会及び経営者層として身につけておく人権意識醸成の研修等を委託して実施	市民局	任意		○		
北方領土返還運動	団体助成事業(北方領土返還運動推進大阪府民会議補助金)	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため、北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動、視察団派遣、府民集会の開催等に必要な経費を交付する。	総務局	任意		○		
国際交流	国際交流企画費関連業務	国際化施策の企画及び推進を図るため関係省庁・他自治体との連絡調整等を行う。	経済戦略局	任意		○		
	外賓等接遇対応業務	姉妹都市市長及び各国総領事・大使等による本市への表敬などの外賓等の接遇対応及びこれらの機会を捉えたトッププロモーションの実施並びに行政課題等にかかる意見交換対応を行うとともに、各局・区からの通訳・翻訳依頼を受け付け、通訳・翻訳作業を実施するほか、外国語表記にかかる助言等を行う。	経済戦略局	任意		○		
	領事館との地域情報共有推進事業	総領事館の所在自治体として、総領事や館員など、防災対策や生活支援などをはじめとする地元行政の取組等について、情報の共有化を推進する。	経済戦略局	任意		○		
	都市間交流関係事業	・姉妹都市提携の周年時の機会及びビジネス好機を捉えた代表団派遣・受入、市政にかかるプロモーション等の実施による関係の強化と大阪の魅力発信 ・「姉妹都市交流推進事業補助制度」の実施を通じた、市民交流の促進 ・成長著しい上海市との財政・企画交流の実施 ・交流推進にかかる関係諸事務 等	経済戦略局	任意		○		
	外国青年招致事業	外国青年を国際交流員として大阪市のスタッフに迎え入れることで、外国人の視点・知識・経験を取り込み、効果的なプロモーションを実施するとともに、大阪市の施策の国際化・多言語化を推進する。	経済戦略局	任意		○		
	大阪国際交流員等との人的ネットワークの形成	・大阪での勤務を終えた国際交流員や、海外青年協力隊等で海外に派遣されている市民に対して、「大阪国際交流協力員」や「大阪国際協力大使」を委嘱 ・「大阪国際交流協力員」や「大阪国際協力大使」に対し、大阪の情報を提供し、活用してもらうことにより、海外への大阪情報の発信を行う	経済戦略局	任意		○		
	大阪国際交流センターにおける国際交流・協力事業	・大阪市の国際交流の拠点として設置された大阪国際交流センターにおいて、在住外国人の多言語による生活サポートをはじめ、「外国人が暮らしやすい地域づくり」「国際化の担い手育成」に係る各種事業を実施することにより、大阪市の国際化の推進を図る ・上記事業を実施する(公財)大阪国際交流センターの監理事務を実施	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	各区
国際学校及び国際交流推進事業	国際学校及び国際交流推進事業	海外から大阪へ来られる人材の定着を図るために、外国人のこどもの教育環境の整備の一環として、国際学校(北区)の運営支援を行う。	経済戦略局	任意		○		
	外国人留学生との連携拡大	大阪のまちの国際化や魅力づくりに向けた市民や企業等との協働プログラム等への留学生の参加を促し、留学生のキャリアアップにつなげるとともに、地域への愛着を醸成することで、地域で活躍する国際人材としての育成・定着を図る。	経済戦略局	任意		○		
	外国人留学生への起業支援	外国人留学生(留学経験者含む)の起業支援を通じて、地域を拠点とする新たなビジネス創出、国際人材の定着を促進する。	経済戦略局	任意		○		
地域の競技施設の運営・補修等(地域スポーツセンター、地域プール、体育館、大規模公園を除く公園内の競技施設)	屋内プール管理運営に関する事務	廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを活用した屋内プール(此花・西淀川・住之江)の施設に関して指定管理者制度を活用して管理運営を行い、循環型社会形成に向けた市民啓発等を行う。	環境局	任意		○		
	局所管施設の点検保全業務【スポーツセンター・プール等】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかる部位に関する点検業務を実施。(平成28年度点検対象施設のうち、スポーツセンター・プール(1区1館施設))	経済戦略局	任意		○		
	競技施設の運営事業【南港中央野球場・南港中央庭球場】	南港中央野球場・南港中央庭球場(住之江区)を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意		○		
	競技施設の運営事業【舞洲体育館等】	舞洲体育館(此花区)等を賃貸借契約により運営。	経済戦略局	任意		○		
	スポーツセンター運営事業	1区1館で設置されたスポーツセンターを、指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意		○		
	プール運営事業【大阪プールを除く】	1区1館で設置された屋内プールを、指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意		○		
	体育館の運営事業【中央体育館除く】	千島体育馆(大正区)、東淀川体育馆(東淀川区)を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意		○		
	スポーツ施設の補修【千島体育馆・東淀川体育馆・南港中央野球場・南港中央庭球場】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・東淀川体育馆(東淀川区)、千島体育馆(大正区) ・南港中央野球場、南港中央庭球場(住之江区)	経済戦略局	任意		○		
	スポーツ施設の補修【スポーツセンター・プール】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・1区1館のスポーツセンター、プール	経済戦略局	任意		○		
	大阪市オーバス・システム施設情報システム運用管理事務	スポーツ施設運営に係るオーバススポーツ施設情報システムの運営・管理を行う。	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						特別区	大阪府各区	連携
大阪市中央体育馆、大阪プール及び鞠テニスセンターの運営等	局所管施設の点検保全業務【大阪プール、鞠テニスセンター等】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかる部位に関する点検業務を実施。 (平成28年度点検対象施設のうち、鞠テニスセンター(西区)、大阪プール(港区))	経済戦略局	任意		○	○組	
	競技施設の運営事業【鞠テニスセンター・鞠庭球場】	鞠テニスセンター(西区)を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意		○	○組	
	大阪プールの運営事業	大阪プール(港区)を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意		○	○組	
	大阪市中央体育馆の運営事業	大阪市中央体育馆(港区)を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意		○	○組	
	スポーツ施設の補修【大阪プール・中央体育馆・鞠テニスセンター・鞠庭球場】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・大阪プール(港区) ・中央体育馆(港区) ・鞠テニスセンター・鞠庭球場(西区)	経済戦略局	任意		○	○組	
地域の施設の運営管理	福祉会館の地元使用に関する事務	住之江工場の建設時に地元要望を踏まえ工場の一部用地を「老人憩いの家」福祉会館用地として、北加賀屋西部福祉会館運営委員会に対して行政財産の使用を許可している。	環境局	任意		○		
	さざんか会館管理運営に関する業務	複合施設「住之江総合会館」内にある住之江スポーツセンター(経済戦略局)及び住之江屋内プールとともに併設された地域の福祉の増進に貢献するなどの目的で地元集会等に使用する集会室の貸付を行う施設である「さざんか会館」の管理運営を行う。	環境局	任意		○		
	東淀工場付帯施設に関する事務	東淀工場付帯施設(通称:エコホール江口)の普通財産の貸し付けにかかる事務及び施設維持に関する業務を行う。	環境局	任意		○		
	桜島地区集会所の管理に関する事務	桜島地区集会所の普通財産の貸し付けにかかる事務を行う。	環境局	任意		○		
	リフレラリわり設備点検等に関する事務	「リフレラリわり」(平野区)の利活用実施までの間の警備業務委託ほか施設維持に最低限必要な業務委託の実施及び施設保全に関する業務。また、公募貸し付け時には契約関係等の事務を行う。	環境局	任意		○		
内部事務	此花会館の管理に関する事務	此花会館(此花区)の普通財産貸し付けにかかる事務を行う。	環境局	任意		○		
	市民局における庶務関係事務	市民局における庶務関係業務(文書・市会・人事・庁舎管理・照会・予算・決算など)	市民局	任意		○		
	区政支援に関する業務(政策支援G)	区政運営・区長の政策形成の支援 区長会議の事務局に関すること 区長会議各部会の支援に関すること	市民局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担表		
						大阪府	特別区 各 区	連携
	区政支援に関する事務(区長会議部会支援、指定都市区長会議等の連絡調整)	<p>区政支援に関する事務 (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長会議の部会支援 ・指定都市区長会議、区総務担当課長会、区政概要、その他各種連絡調整 	市民局	任意			○	
	区の人事給与等にかかる連絡調整事務	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所の本務職員の人事給与について、人事室との間で連絡調整を行う。 ・区役所の再任用短時間職員の不足について、業務体制を確保し住民サービスを維持することを目的として、区業務の円滑な運営を補助する非常勤嘱託職員を雇用するための予算の確保を行う。 ・区役所の職員の育児休業等について、業務体制の確保による住民サービスの維持及び子を出産・養育する職員の継続的な勤務の促進を目的として、臨時の任用職員を任用する予算の確保を行う。 ・平成29年度からは、各区で予算措置を実施 	市民局	任意		○		
	マイナンバー制度連絡調整事務	<p>大阪市としてマイナンバー制度を進めるための調整事務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例・規則等の整備 ・特定個人情報保護評価実施に向けた指導 	ICT戦略室	任意			○	

《11. 消防・防災》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各 区	連携
消防に関する事務	消防事業(救急振興財団への職員派遣)	救急振興財団へ職員を派遣し、救急救命士の養成に係る業務などに従事。	消防局	任意		○		
	消防事業(危険物保安技術協会への職員派遣)	危険物保安技術協会へ職員を派遣し、石油等の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所の安全性についての設計審査や保安審査等の業務に従事。	消防局	任意		○		
	消防事業(大阪府への職員派遣)	大阪府へ職員を派遣し、大阪府立消防学校での消防職員の教養訓練に係る業務など消防組織法第29条に定める都道府県の消防に関する事務に従事。	消防局	任意		○		
防災会議の運営、地域防災計画の整備等	業務継続計画策定に関する事務	<p>市が基礎自治体としての責務を果たすために必要な不可欠な業務を予め抽出し、地震等により市の行政機能が低下した場合であっても、その業務を継続し、また早期に再開させるための計画を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末計画(第1版)の継続的な見直し。 ・各所属に災害対策業務及び災害時優先通常業務を行うためのマニュアルを作成させるための指示及び進捗管理。 ・各所属に庁舎内の耐震対策を行うように指導及び進捗管理。 	危機管理室	任意			○	
危機管理体制の充実、訓練等	危機管理体制の充実に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化・複雑化する災害・危機事態に迅速かつ的確に対応するため、気象情報発信や発生した又は発生するおそれのある災害・危機事態に対応している。 ・また、市の対応能力を向上させるため、職員に対する研修等を実施するほか防災関係機関及び市民等が一体となって災害時における応急対策が行えるように体制の充実を図っている。 	危機管理室	任意			○	
	阿倍野防災拠点に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害により本庁舎が被災し、災害対策本部が設置できない場合などに、重要となる初期初動体制を確保するため、災害対策本部機能を代替・補完するための運営。 <p>【所在地】阿倍野区</p>	危機管理室	任意			○	
	災害対策用職員住宅に関する事務	<p>勤務時間外の災害発生時において初期初動体制の指揮を執る指定職員を指定して、30分以内に市災害対策本部・区災害対策本部に参集する必要のある職員を確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定職員への居住命令・解除。 ・災害対策用職員住宅の確保・貸与。(副市長・危機管理室職員) <p>【所在地】北区3箇所・天王寺区2箇所</p>	危機管理室	任意			○	
災害対策用職員住宅に関する事務(区)		<p>勤務時間外の災害発生時において初期初動体制の指揮を執る指定職員を指定して、30分以内に市災害対策本部・区災害対策本部に参集する必要のある職員を確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長が入居する災害対策用職員住宅の確保・賃貸借にかかる事務。(契約・支払い等) ・区長が入居する災害対策用職員住宅用什器の賃貸借にかかる事務。(契約・支払い等) 	危機管理室	任意			○	
	防災意識の啓発に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の被害を軽減するためには、自助・共助・公助の連携が重要であり、家庭や地域で災害発生に備えて日頃から対策いただくため、「市民防災マニュアル」等の増刷・配布やイベントでの啓発などを実施。 	危機管理室	任意			○	
	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(マニュアル作成等)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動マニュアル、避難所運営マニュアル等の作成及び改訂。 	危機管理室	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案	
						大阪府	特別区 各区 連携
	自主防災組織力向上アドバイザー等に関する事務	・地域における避難所開設・運営体制の確立、防災訓練等の実施への支援。 ・自主防災組織力向上アドバイザーの雇用等。 ・区からの派遣依頼に基づき、自主防災組織力向上アドバイザーを地域へ派遣。	危機管理室	任意		○	
	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(区)	・地域における避難所開設・運営体制の確立。 ・地域における防災訓練等の実施。	危機管理室	任意		○	
	小災害対策に関する事務	・災害救助法の適用に至らない災害(火災等)により被災した市民に対し、被災状況に応じ応急的に必要な救助活動。(制度の所管、各区からの実施報告書とりまとめ、災害救助基金への振替)	危機管理室	任意		○	
	小災害対策に関する事務(区)	・災害救助法の適用に至らない災害(火災等)により被災した市民に対し、被災状況に応じ応急的に必要な救助活動。(被害状況の確認、応急救助活動(避難所への収容、救援物資の給貸与等)、災害見舞金の給付、危機管理室への実施報告など)	危機管理室	任意		○	
	危機管理総合情報システムに関する事務	・危機管理総合情報システムに含まれる緊急通報システムにより、災害時に職員へ迅速に情報伝達を行うためメールアドレスの登録・変更。	危機管理室	任意		○	
	防災行政無線に関する事務	・災害時において迅速かつ的確に防災情報の収集及び伝達を行うための防災行政無線設備の適切な保守管理や、各基地局における從事職員への資格の取得、操作技術の習得にかかる業務を行い、防災行政無線設備の安定的かつ効率的な運用を図る。 ・適正な無線運用が行えるよう、蓄電池の点検結果に基づき計画的に取替え。 ・同報系無線に接続した外部スピーカーの設置施設の建替等に伴う整備。 ・防災行政無線のデジタル化。 ・訓練・啓発放送の実施にかかる運用管理。	危機管理室	任意		○	
	危機管理情報システム運用管理事務	・災害時における迅速・的確な防災情報の収集及び伝達、初期初動活動を支援することを目的に、危機管理総合情報システムの安定的かつ効率的な運用。 ・運用に当たっては、災害発生時の堅牢性を考慮しながら、既存の民間ASPの利用等効率的な運用を図るなど、隨時、システム運用方針の検討・更新。	危機管理室	任意		○	
	全国瞬時警報システム(Jアラート)運用管理事務	・津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から人工衛星等を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(アラート)」の整備。 ・当システム及びこれにかかるネットワークの運用・管理・改修。	危機管理室	任意		○	
	被災者支援システム運用管理事務	・災害発生時において申請から発行までにかかる多大な時間を大幅に削減するため、住民基本台帳のデータを取り込み、「被災証明書」「被災建物等証明書」を発行できる被災者支援システムの保守・管理。 ・災害時には、住基データを同システムにインストールし、サーバーを各区に配布。	危機管理室	任意		○	
	緊急速報メール配信システム運用管理事務	・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において発令する避難勧告・指示などの緊急かつ重要な情報を、NTTドコモが提供する緊急速報メールサービス(エリヤメール)やKDDI、ソフトバンクモバイルが提供する緊急速報メールサービスを利用し、携帯電話(スマートフォン、タブレットを含む。)に配信。	危機管理室	任意		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等		事務分担率
					特別区	大阪府 各区	
他自治体・民間企業等との連携事務等	防災アプリ保守管理事務	・市防災アプリの保守委託契約。 ・アプリの登録データの更新。 ・アプリの仕様変更・機能追加の調整。 ・アプリの障害発生時の対応等。	危機管理室	任意			○
	防災アプリに関する事務	・市防災アプリの利用促進のための広報活動。 ・アプリの利用者アンケートの実施。 ・アプリの活用方法(仕様変更を含む)の検討等。	危機管理室	任意			○
	被災者支援システムに関する事務	・システムの取扱いに関する研修。	危機管理室	任意			○
	他自治体・民間企業等との災害時協力協定に関する事務	・自治体や民間等と災害時における物資提供、人的派遣、情報提供等支援に関する協定を締結し、災害発生時に備える。	危機管理室	任意			○
	被災地の支援・受援に関する事務	・大規模災害が発生した際に、被災地支援の窓口として、支援にかかる府や関西広域連合、指定都市市長会との調整。 ・職員を派遣するときの各所属への依頼、労働条件の協議と決定。 ・各所属の支援の取りまとめ、広報など	危機管理室	任意			○
	ターミナル駅周辺(エリア別)対策への支援事業	・大規模地震により交通機能が停止した場合に見込まれる帰宅困難者について、府や関係機関と連携し、企業・事業者主体による対策の推進、代替輸送の実施体制などの対応体制を整備。(各ターミナル駅周辺地区における帰宅困難者対策協議会の事務局など) ・特に帰宅困難者が多く見込まれる大阪駅周辺、難波駅周辺、天王寺・阿倍野駅周辺、上本町・谷町九丁目・鶴橋駅周辺、京橋駅周辺において、市公共施設や駅、地下街をはじめ、駅周辺で一時滞留スペースの確保を進めている。	危機管理室	任意			○
被災建築物の応急危険度判定	ターミナル駅周辺(エリア別)対策への支援事業(区)	・民間企業等に一時滞留スペースの提供等を働きかけ。	危機管理室	任意			○
	被災建築物の応急危険度判定に係る事務	大阪市地域防災計画に基づき、「応急危険度判定士(行政職員及び民間建築士等)」が、大規模地震の発生直後に、被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等の危険性を応急的に判定し、人命に係る二次被害を防止する。10階建て未満の民間建築物を対象に、被災後おおむね1週間以内を目途に、「危険」「要注意」「調査済」の3種類の判定ステッカーを直接、建築物やブロック塀等の見やすい場所に貼り付け、その建築物等の危険性について、居住者や付近を通行する歩行者などに対して情報提供を行う。	都市整備局	任意		○	
その他防災・危機管理	安全管理委員会に関する事務	・市事務事業の遂行及び市が管理する施設内における市民の安全確保等のため、安全管理体制の充実を目的に、委員会や部会を随時開催し、発生した事故の情報を共有し、類似事故を未然に防ぐ取り組み。	危機管理室	任意			○
	庶務関係事務	・文書・公印管理関係業務、OA関係業務、計理・予算決算・契約・管財業務、人事・内部統制・職員研修・給与・福祉厚生・安全衛生関係業務、広聴・広報・運営方針・環境保全・室内調整等その他庶務事務。	危機管理室	任意			○
	海難届出証明事務	・船員法適用外の日本の船舶が海難に遭った旨の届出があったことを証明	政策企画室	任意			○

《12. 自治体運営》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担表		
						大阪府	特別区	各区
職員の人事・給与・勤務条件等	地方公務員制度実態調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、分限処分者数、懲戒処分者数等をとりまとめ、報告している。	人事室	要綱等	一般市	○		
	職員の勤務条件事務(労働基準法)	非常勤職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、各種法令等に基づき制定改廃等を行っている。	人事室	任意		○		
	勤務条件に関する調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、休暇制度やその実績等をとりまとめ、報告している。	人事室	要綱等	一般市	○		
	地方公共団体定員管理調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、本市の部門別、職種別の職員数を報告している。	人事室	要綱等	一般市	○		
	地方公務員の福利厚生・健康状況・勤務条件等に関する調査事務	総務省からの照会に基づき、福利厚生事業、職員の健康状況、安全衛生等について調査し、報告している。	人事室	要綱等	一般市	○		
	職員福利厚生事業(財形)	職員の財形貯蓄制度についての制度管理、連絡調整等。事務手続き等については総務事務センターで実施。	人事室	任意		○		
	職員疾病対策事業	労働安全衛生法に基づき、各種健康診断等を実施する。	人事室	任意		○		
	職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、各種健康診断の事後措置の実施、職場安全衛生委員会の活性化、産業医の有効活用、作業服の貸与等を実施する。	人事室	任意		○		
	職員の勤務条件(給与)関係事務(労働基準法)[アルバイト等]	・アルバイト賃金制度の改廃等	人事室	任意		○		
	職員の人件費管理事務	・職員の人件費管理事務(予算算定、執行管理等)	人事室	任意		○		
総務事務センターの運営管理及び人事・福利厚生受付け等の集中処理に関する事務(共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務)	地方公務員給与実態調査(附帯調査、補充調査)	・附帯調査、補充調査にかかる調査、集計	人事室	要綱等	一般市	○		
	退職料・遺族扶助料関係事務	・退職料及び遺族扶助料(以下「退職料等」という。)の受給権の裁定処理に関する事務 ・退職料等の額の改定処理に関する事務 ・退職料等の支給停止処理に関する事務 など	人事室	任意		○		
		・職員からの申請や届出等を一元的に受付け、集中的に事務処理を行う総務事務センターを設置し、包括民間委託方式により運営・管理を行っている。 ・職員証・各種証明書の発行や勤怠情報の管理、共済掛金にかかる納付書発行、財形貯蓄や育児休業に関する申請書受付等を行っている。 【所在地】阿倍野区	人事室	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大阪府	特別区 各区
人事委員会	任用システム運用管理事務	・システム運用管理業務 ・職員採用試験に係るシステム運営管理業務 (公平委員会設置時首長)	行政委員会事務局	任意		
財政運営	起債管理システム運用管理事務	・起債管理システムの運用及び管理	財政局	任意		
	債券管理プログラム運用管理事務	・債券管理プログラムの運用及び管理	財政局	任意		
	金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線に係る業務	・金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線に係る業務	財政局	任意		
	金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線運用管理事務	・金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線運用管理事務	財政局	任意		
税務	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務(個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係)	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意		
	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務(市税事務所)(個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係)	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意		
	税務事務システムの運用管理業務(個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係)	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意		
	未収金対策推進・未収債権滞納整理業務	・「大阪市債権回収対策会議」を通じて、各所属での取り組みに対する総括的な指導や進捗管理 ・各所属で対応が困難となっている高額事案などの未収債権に対して、税の徴収ノウハウを活かした徴収及び滞納整理	財政局	任意		
	個人市・府民税税額シミュレーション運用管理事務	・個人市・府民税税額シミュレーションシステムの運用保守に関する事務	財政局	任意		
	大阪府域地方税徴収機構への派遣事務	・大阪府域地方税徴収機構への派遣事務(滞納整理等)	財政局	任意		
	税務(固定資産税等)	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意		
	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意		
	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務(市税事務所)(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表		
					大阪府	各 区	特別区 連携
	税務事務システムの運用管理業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意	○		
	総務省(固定資産税関係業務)への派遣事務	・総務省(自治税務局資産評価室家屋第1係)への派遣事務	財政局	任意	○		
会計・資金管理等	財務会計システムの管理及び運営業務	全庁的な基幹業務システムである財務会計システムの安定した運用を確保するため、制度変更や業務改善に伴うシステム改修及び外部からの不正アクセス防御に向けたシステム環境の最新化などの維持管理を行っている。	会計室	任意			○ 一組
	会計実地調査及び指導、研修業務	・各所属に出向き、実地において帳簿や出納証拠書類、事務処理の実情を調査し、より適切な事務処理を指導するために出納員、区会計管理者及び会計事務担当者等に対する会計実地調査を行い、結果を支出命令の審査業務や研修に反映させる。 ・新任の出納員、区会計管理者等を対象とした「審査事務研修」及び初任者を対象とした「会計事務担当者研修」を毎年度実施する。	会計室	任意		○	
	統括用品及び物品関係業務	・各所属が共通して使用する物品(統括用品)を会計室において物品購買基金を活用して集中購入し、各所属の請求に応じて払い出しを行い、購入価格を安価に抑えているとともに、封筒類への広告掲載を行い、販入の確保に努めている。 ・各所属における物品の出納・管理等が適正に行われるよう指導、通知等を行っている。	会計室	任意		○	
	小口支払基金関係業務	・小口の物品購入その他小額の経費の支払いを円滑に行うため小口支払基金が設置されており、各所属の局長等に資金を配付している。 ・小口支払基金の管理者は会計室長であり、小口支払基金の配付先所属から運用状況の報告を求めるなど、基金の適正な管理を行っている。	会計室	任意		○	
	債権者登録事務	公金の口座支払いを円滑に行うため、債権者からの申請に基づいて、債権者の口座情報を財務会計システムに事前登録して一元管理し、請求書作成時や支出命令情報作成時の手間を省き、振込先口座の誤り等を防止する。	会計室	任意		○	
	新公会計制度関係業務	・正確な財務諸表の作成に向けた日々の質問対応や月次業務を行うとともに、年次決算において所属別財務諸表の作成支援と会計別財務諸表の作成、公表を行う。 ・制度所管として、財務会計システムにおける各種マスタ情報の管理や他システム連携データの管理を行う。 ・各所属が財務諸表を業務マネジメント等に活用できるよう、具体的な仕組み作りに向けて市政改革室、財政局など関係所属が参加する調整会議の事務局業務を行う。 ・正確な財務諸表の作成、活用に向けた人材育成、情報発信を行う。	会計室	任意		○	
契約	契約制度業務	・契約制度の企画及び調査を行い、本市入札・契約事務の適正な執行を図る。 ・著しい低価格入札(ダンピング)や施工能力が不十分な業者の参入等に伴う工事品質の低下、安全対策の不徹底などを防止するため、競争性の確保や調達コストの縮減を図りつつ、対策を実施する。 ・大阪府警と連携した入札契約等からの暴力団等の排除対策の徹底及び行政対象暴力の排除を実施する。	契約管財局	任意		○	